



最後に、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、子ども・子育て支援法と総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など五十六の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めるために提出しました。

以上、三つの法案の趣旨について説明いたしました。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。(拍手)

#### 子ども・子育て支援法案(内閣提出)、総合こども園法案(内閣提出)及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(横路孝弘君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。泉健太君。

(泉健太君登壇)

○泉健太君 民主党の泉健太です。

民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました子ども・子育て三法案について質問いたします。(拍手)

この子ども・子育て三法案は、各界当事者の意見と英知の結晶であります。

今まで、政府には、年にわたりワーキングチームが設置され、全国組織の幼稚園団体、保育三団体をはじめ多くの専門家と子育て関係者の皆様が一堂に会し、子育て環境の改善を、全ての子供

に質の高い教育、保育をとの思い一つに議論を続けてこられました。

当然ながら、現在の子育て環境とその抱えていいる課題について、認識や進むべき方向性は共有され得きました。この議場におられる多くの各党の議員の皆様も、現状の認識は一緒だと思うのです。

また、これまで、日本の子育て支援は、時代の変化、社会の変化、そして国民意識の変化に対応しきれてこなかつた、このことも皆様一緒ではないでしょうか。

例えば、今回、社会保障と税の一括改革の中に予算に加え、新たに七千億円の財源確保が予定されています。このことは、長年の各党の努力によるものであつて、子ども・子育て関係者が一様に喜んでいます。

まず、総理、社会保障に子育て支援を位置づけた意味、そして財源確保への決意、また、法案成立に向けた総理の決意をお聞かせください。

現在、平成二十二年に閣議決定された子ども・子育てビジョンに基づき、保育所を大幅に増設しています。昨年だけで保育所は三百六十所以上ふえ、過去最高の二万三千三百八十五所にふえています。

いますが、今回の新制度では、認可施設の整備を加速させつつも、それだけにとらわれず、地域の事情に柔軟かつ機動的に対応できるよう、株式会社など多様な主体に、一定の条件のもとで参入を認めることとしています。

実は、これは、自公政権時代の二〇〇八年、社会保障国民会議最終報告の「民間活力を活用する下地となつており、また、公明党が二〇一〇年発表した新しい福祉社会ビジョンの中での「効率的な経営で良質なサービスを提供するNPOや株式

会社などの参入を進め」、「この記述とも方向性を一致しているものです。

現状認識が同じであれば、実は、対策の方向性もそう変わるものではありません。ぜひとも、当事者の目で御議論をいたいた各界の皆様の御努力が成果物となるように、どうか各党の皆様に御理解いただき、本三法案の成立を願うものであります。

小宮山大臣、与野党を超えた方向性であること御理解いただきつつ、多様な主体の参入には、過当競争、そして質の低下、あるいは撤退などの懸念の声があります。これらにどんな対策を講じるのか、お答えください。

ちなみに、この多様な主体の参入、都市部以外の地域からは、全国で株式会社などが参入して地域保育が崩壊するのではないかとの懸念も聞こえます。私は、全国約千四百の待機児童のない自治体では新規事業者のやみくもな参入が認められないようになつていてるというふうに理解していますが、小宮山大臣、いかがでしょう。

次に、待機児童問題です。

先ほどの保育所増設の大半は待機児童の多い都巿部の新規立地、そして、それには自治体も国も事業者も今精いっぱい頑張って努力を続けておりますが、小宮山大臣、いかがでしょう。

共働きの一般化、そして、都市への人口集中による待機児童増に対しても保育所増設が追いつかない、これが現状です。もつと予算を確保して都市部に保育所をつくれど、誰もが考えつくような主張を続ける専門家もいますけれども、待機児童問題は、もはや、そんな簡単な問題ではありません。

建設した自治体にはさらに子育て世帯が集中する、その自治体の待機児童が一向に減らないといふ逃げ水現象が起つていて、自治体もかなり苦慮しているというのが現状であります。

そこで、新しい制度では、基準を満たす全国の小規模保育、家庭的保育などを地域型保育事業に位置づけ、公的保育の枠組みに追加をしました。

総理、実は、身近なところでいえば、議員会館の中の保育所も都の認証保育です。国費は入っていません。私は、可能な限り、認可外や自治体独自の認証保育、そして事業所内保育などについて、国の支援で質と量の底上げを図るべきだと考

えますが、いかがでしょうか。

皆さん、女性の就労が日本の成長を支えるという時代、潜在ニーズも視野に入れた計画をつくつて、男女ともに結婚、出産と仕事を両立できる国にして、若者の晚婚化そして晩産化、少子化傾向に歯どめをかけようではありませんか。

次に、市町村の役割について伺います。

新制度への懸念の声には、児童福祉法二十四条の義務が弱まる、けしからぬというのがあります。しかし、これは解釈の誤りです。新制度では、保育の確保の措置、そして情報提供、権利保障、利用支援、支援を要する子供への措置などを講じなければならないときっています。

総理、直接契約制度においても、市町村は、現行どおり、子育て拠点の紹介やあっせん、そして、待機児童がある場合の利用調整、また、障害児などの入所措置、これを行いますね。

これまでの児童福祉法二十四条でも我が国には残念なことに多くの待機児童が存在をしてきたのであって、建前ばかりを振りかざして新制度を批判するより、もつと現実に目を向けて、現状を改善していくことの方が大事なのです。新制度は、市町村が二一ツ調査と計画策定を行うことで、保

(号外)

育需要を把握して、さらに保育の提供を促進しようとしているのです。

保育料の直接徴収については、未納に対する対応や、所得、家庭環境による入園の選別の懸念が聞こえます。既に導入されている幼稚園や都の認証保育では直接徴収や契約トラブルの報告は少ないようですが、この点について、小宮山大臣、お答えください。

続いて、幼保一体化施設としての総合こども園について伺います。

従来の保育所が、総合こども園に移行し、教育施設としても明確に位置づけられることは、大きな前進です。

今回、幼稚園は、ゼロ一二歳保育の全面義務化は制度移行への負担が大きいとのことに配慮して、総合こども園移行を義務化せず、インセンティブで移行を促すとしました。もちろん、従来の認定こども園については、総合こども園への円滑な移行を予定しています。

幼保一体化は世界の潮流です。幼稚園団体、保育園団体も、これまでも幼保一体化の研究を開けてきていて、その基本的な方向性は一致していますが、幼保一体化は戦前からの歴史的懸案事項であるために、一年にわたるぎりぎりの協議の中で、ワーキングチームのさまざまな当事者の合意として、今回、総合こども園に到達したのです。これは画期的な進展であって、私は強く尊重すべきことだと思います。

専門家の中には、待機児童対策なら、全部の幼稚園にゼロ一二歳保育を義務化すべきだという声もあります。しかし、この協議の経過を御理解いただければ、きっと現段階での最善の策であるということを御認識いただけると思うのです。

小宮山大臣、この点、どのように議論されたのか、お答えください。

質のよい教育と保育を全ての子供に、母親の就労の有無によって園を移らなくてよい制度を

小学校への全ての子供の円滑な接続を、それらのためにも、幼保一体化の推進は非常に重要なのです。

今、幼稚園受難の時代です。午後の預かり保育にも懸念に取り組んでいて、認可保育所は満員なのに幼稚園は定員割れ、全国で起こっている現象です。園児数は最盛期の三分の一、地方の園は次々閉園し、今、年百園ペースで減少しています。全国二割の自治体では、幼稚園そのものがも

うありません。

保育所が長蛇の列の中で、日本の幼児教育に接する親子が減り続けている。この現実に目を向けましょう。教育課程はもちろん、教諭の待遇、そ

してPTA組織など、児童教育の長所は数多くあるんです。相互の長所を取り入れた総合こども園への移行によって、教育、保育、さらには親学も含めて、これまで以上に多くの親子に提供し、広げていこうではありませんか。

さて、小宮山大臣、関心の高い、新たな教諭資格とはどのようなものになるのか、お答えください。

そして、平野大臣にお伺いします。

総合こども園は福祉施設と教育施設の位置づけを持つとされていますが、そのことは、今後、小

中高大などの学校への株式会社参入につながっていくのか。私はそうではないと理解をしています。

私が、明快な答弁をお願いいたします。

現在の認定こども園、設置件数は、当初目標の半分以下、九百十一カ所にとどまっています。

総合こども園への移行にも、さまざまな経費負担、そして事務負担、保護者への説明が伴うで

しょう。やはり、確実かつ具体的にインセンティブをつけなければ、移行は進みません。

総理、総合こども園制度発足への思いとともに、どのようなインセンティブを考えているのか、あわせてお答えください。

最後に、二つ伺います。

一つは、放課後児童クラブ制度の充実です。小

一の壁のみならず、小四の壁の解消を望む声、そして質的基準の設定を求める全国の声、これは、各党や超党派の議連からも訴えてまいりました。

それにはどう応えようとしているのか。

そして、もう一つは、新たに国に設置される、各界の代表者がこの制度のP D C Aサイクルを担う子ども・子育て会議。この会議体にはどんな権限が付与されるのか。

この二つ、小宮山大臣、お答えください。

以上、さまざま点について質問いたしました。この議場に集う私たちは、常に、子供や、子

育てをする人の目線に立って、子供を安心して産み育てられる社会の実現のために政策を進めてきました。当然ながら、これまでの政策は民主党だけが進めてきたではありません。さまざまな制度の充実や改革の提言は、歴代政権の曲折と労苦の中で積み重ねられてきたものであって、この子ども・子育て三法案もその流れにあるものです。

日本の成長を支えるには少子化の克服が急務ですが、私は、そのためには、今を生きる国民の結婚、出産と育児を支援する、これが何より大事だと思います。少なくとも私たちのころは手当

です。私は、そのためには、今を生きる国民の結婚、出産と育児を支援する、これが何より大事だと思います。

新システムの制度設計については、一昨年六月に子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を策定した後、関係者が広く参加するワーキング

チームを、約一年半、三十五回にわたって開催し、丁寧に議論を重ねた成果として取りまとめた、まさに、議員御指摘のとおり、英知の結晶と呼べるものであります。法案について国会での精力的な議論をお願いし、本法案の一刻も早い成立に全力を尽くす所存でございます。

立を超えて、すぐに賛成、反対と言わずに、じつくりじっくりと協議をして、各党の皆様の御議論を通じる中で、この法案のよい形での成立というものを心から願っております。私は、一国民として、そして子育て中の父親としても、強くそれを願うのです。日本の子育て支援を皆さんと一緒に進めようではありませんか。

以上、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣野田佳彦君 民主党泉健太議員の御質問にお答えをしてまいります。

まず最初に、社会保障に子育て支援を位置づけた意味、財源確保、法案成立に向けた決意についてのお尋ねがございました。

一体改革では、未来への投資を強化することにより全世代対応型の社会保障制度の実現を目指すこととしており、子ども・子育て支援に消費税財源を向けることは、人生前半の社会保障を強化する意味があると考えます。

子ども・子育て新システムには、税制抜本改革による財源により〇・七兆円程度を確保することとしており、今後、さまざまな政策の見直しを行っており、さらなる財源確保ができないか検討を行う中で、さらなる財源確保ができないか検討を行っており、政府として、財源確保のため、最大限努力を行っていきたいと考えております。

子ども・子育て新システムには、税制抜本改革による財源により〇・七兆円程度を確保することとしており、今後、さまざまな政策の見直しを行っており、政府として、財源確保のため、最大限努力を行っていきたいと考えております。

官 報 (号 外)

統いて、認可外保育所などについて、質と量の底上げを図るべきとの御質問をいただきました。新システムでは、自治体独自の認証保育所などの認可外保育施設も、客観的な指定基準を満たすことで国による財政支援を受けることができるようになります。また、小規模な保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育については、従来、国の恒久的な財政保障の対象となつておりませんでしたが、今回、新たに地域型保育事業という仕組みを設け、基準を満たすことで国による財政支援を受けることができるようになりました。

こうした基準は、現在の基準を基礎に、今後策定してまいります。保育の質を確保することを前提に、可能な限り多くの施設が指定基準を満たすことができるよう、国としても支援をし、保育需要に応えてまいります。

次に、新システムにおける市町村による利用支援についてのお尋ねがございました。

新システムでは、市町村は、管内の施設や事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応することにしています。

その上で、待機児童が発生している場合には、保護者からの利用希望を受けて、市町村が利用可能な施設や事業者をあつせんするなどの利用調整を行うことにしています。

また、特別な支援が必要な障害を持つ子供など、必要な場合には、市町村が、施設や事業者のあつせんに加えて、施設等に受け入れていただくよう要請することにしています。

さらに、施設や事業者に対しては、応諾義務を課して、正当な理由なく入所を拒否することができない仕組みについています。

こうした仕組みにより、市町村が確実に利用者を支援し保育の保障などに関する中心的な役割を

果たし、すき間のない公的保育が提供されいくことになります。

次に、総合こども園についてのお尋ねがございました。

総合こども園は、人格形成の基礎を培う上で幼児期の教育及び保育が重要であることを踏まえ、これらを一體的に提供する施設として新たに創設するものであります。

法案では、保育所は原則として全て総合こども園に移行します。一方、幼稚園については、待機児童の状況が地域によってさまざまであるため、移行するかどうかは各市町村や各園で判断していくことになります。その際、調理室の設置支援、ゼロ歳から二歳児の保育に関する経費を見込んだことでも園給付の単価設定などのインセンティティブを設け、円滑な移行を促進していく考え方であります。

総合こども園により、質の高い幼児期の学校教育、保育の一體提供を図つてまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣小宮山洋子君登壇〕

○國務大臣(小宮山洋子君) 泉議員から、七問、質問いただきました。

まず、多様な事業主体の参入についてですが、新システムでは、多様な事業主体の参入に当たり、質の確保のための客観的基準を満たすことを求めています。また、参入後も、市町村が報告徴収、立入検査等の指導監督を行い、質の確保された事業運営を確保します。また、保護者が子供にとって最善の選択を行えるよう、情報開示を義務づけます。

こども園給付の給付額は、公定価格によって定めます。保護者負担の額も、各市町村が定めることが基本なので、価格競争による質の低下は発生しません。

しない仕組みになっています。施設等が撤退する際には、三ヶ月以上前に予告しなければなりません。また、既に利用している子供がほかの施設等で継続的に利用できるよう、施設・事業者は調整しなければならないことにしています。

こうした取り組みを通じて、質の確保された学校教育、保育が確実に提供される仕組みについています。

待機児童のいない地域での新規事業者の参入についてですが、新システムでは、保育の需要がある地域で機動的に質の確保された保育の量的拡大を図るために、全ての市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の保育需要に応えられるよう計画的な整備を取り組むこと、指定制度を導入して、多様な主体が参入できる仕組みにするとともにしています。

その際、市町村は、事業計画での需要見込み量を超えた供給となる場合には、こども園の新規設定を行わないことがあります。そのため、地域の需要を超えてやみくもに新規事業者が参入するような事態は生じないと考えていました。

保育料の直接徴収についてですが、新システムでは、利用者と事業者が契約を結び保育の提供を受けける仕組みになり、利用者が事業者に対して利害負担を支払うことになります。利用者負担額は、応能負担を基本として、滞納が発生していく仕組みにしていますが、それでも滞納が発生した場合、保育の提供体制に悪影響を及ぼす可能性があります。

そのため、新システムでは、保育料の滞納が発生した場合、安定的な制度運営に悪影響が生じないよう、市町村が施設や事業者にかわって保育料を確実に徴収する仕組みを創設しています。

さらには、施設や事業者に対する懸念のようない仕組みにしています。

このように、新システムでは、御懸念のような事態が生じない仕組みにしてあります。

待機児童対策のため、幼稚園にゼロ歳から二歳の保育を義務化すべきとの声に関する議論についてですが、子ども・子育て新システムでの保育一体化については、おととしの六月に子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を策定した後、関係者が広く参画するワーキングチームを開催し、およそ一年半、丁寧に議論を重ね、そのあり方を取りまとめました。

新システムの幼保一体化では、こども園給付の創設を初めとする給付の一体化に加え、施設の一体化として、法律上の学校と児童福祉施設の両方の性格をあわせ持つ総合こども園を創設し、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図ることにしています。これに基づき、満三歳以上の幼児を対象とする保育所については、一定期間後、全て総合こども園に移行させます。また、幼稚園についても、総合こども園への移行を政策的に誘導することにしています。

御指摘のような声があることは認識しています。待機児童の状況や学校教育・保育に対するニーズは地域によってさまざまであることから、幼稚園にゼロから二歳児の保育を一律に義務づけることはしません。先行して幼稚園を活用した待機児童対策を行っている市町村の取り組みなどを参考にして、市町村が計画を立て、総合こども園・幼稚園・保育所・新たに創設する多様で柔軟な地域型保育事業等を組み合わせて、学校教育・保育の提供体制を整備し、給付・事業を計画的に実施できる仕組みにすることにしています。

総合こども園は、質の高い幼児期の学校教育が、総合こども園は、質の高い幼児期の学校教育

官 報 (号 外)

を全ての子供に保障するため、幼児期の学校教育、保育を一体的に提供する施設として創設するものです。

総合のことでも園には、園児の教育、保育を行う中  
心的な職員として、保育教諭を置きます。保育教  
諭は、幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格をあ  
わせ持つことを原則にしています。これにより、  
幼保それぞれの長所を生かした質の高い教育、保  
育が実現できると考えています。

引き続き保育教諭として勤務できる五年間の経過措置や、両資格をあわせ持つことを促進する取り組み等により、新制度が円滑に実施できるよう配慮していきます。

放課後児童クラブの制度の充実についてですが、児童福祉法上、四年生以上も含む全ての小学生が対象となることを明確にすることも、一定の質を確保するため、職員の資格や員数などの基準について、国が定める基準により、市町村が定める仕組みにします。

また、子ども・子育て支援法に基づいて、市町村が地域のニーズを把握して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従つて事業を実施する仕組みにより、現行制度よりも、質、量ともに改善を図っていきます。

子育て会議は、子ども・子育て支援に係る給付、事業を子供や保護者のニーズに即したものとするため、子供の保護者、地方自治体、事業主、労働者、子育て支援従事者、学識経験者等の多様なステークホルダーが子育て支援の政策プロセスに参画、関与できる仕組みとして設置するものです。子ども・子育て会議は、国の基本指針や、給付費の水準、指定こども園や指定地域型保育事業等に関する国の基準の調査審議と答申などをを行うこと

卷之三

また、子ども・子育て支援法に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べる権限があり、給付・事業が真に子育て支援として効果的で効率的に行われているかどうかや、事業主等が拠出する財源がきちんと使われているかどうか等について点検、評価を行っていくことにしています。

このような役割、権限を持つ子ども・子育て会議を活用することにより、子供や保護者の二ニーズを的確に施策に反映していきます。（拍手）

○國務大臣(平野博文君)　泉健太議員から、株式会社の学校への参入の懸念についてのお尋ねがございました。

の参入が認められている保育所が原則として全て総合こども園に移行する、こういうことになつております。また、待機児童の解消のための量的拡

大という強い社会的要請を踏まえ、一定の要件を満たした株式会社の参入を認めるごととしておりますが、これは、児童福祉施設としての性格に基づくものでございます。

したがいまして、この取り扱いにつきましては、総合こども園固有の極めて特殊な要請によるものであり、総合こども園に株式会社が参入するところが、学校教育法を設置根拠としている幼稚園

から大学までの他の学校種に波及することはございません。

○議長(横路孝弘君) 野田聖子さん

〔野田聖子君登壇〕

子君　自由民主党の野田聖子です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、子ども・子育て関連三法案につきまして質問いたします。（拍手）

それに先立ち、民主党は、小沢元代表の党員資格の停止を解除いたしました。総理は、民主党の代表として、まさか当然とお考えではありませんね。どういう判断でなされたのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

さて、本題に戻ります。

私は、平成五年の総選挙で初当選し、こととして国会議員として二十年目を迎えるとしております。そして、本日、初めて衆議院本会議場において代表質問の機会を頂戴しました。

そもそも、国会議員を志した理由の一つは、少子化対策の取り組みでした。私は、初当選のとき、女性議員の大先輩である森山貞弓先生から、次のようなお話をお聞きしました。それは、戦後の日本の大目標は、この国を少子高齢化することだつたということです。つまり、当時は、平均寿命は現在より短く、子供たちはベビーブームで多くなり過ぎたことから、安定した国家運営のために、少子高齢化を目標としたのであります。

その結果は、現在、世界に冠たる長寿国になつたこと、世界に類を見ないスピードで少子化が進んでいることから、大成功であったと言えるでしょう。

しかし、急激な変化により、生産労働人口の減少に伴う経済社会の衰退等さまざまな問題が生じてきており、私は、それを是正することが日本の政治に課せられた重大な使命であると考えています。

日本の少子化は、田中角栄氏が首相に就任した翌年の昭和四十八年から始まり、それから既に四十年近く経過いたしました。しかし、そのころ、少子化は全く問題にされませんでした。

昭和四十八年から少子化が始まっていたのに、なぜ、その後、長い間問題にされなかつたのか。その理由は、高度経済成長期にあつた日本では、日本人の寿命が年々伸びて、少子化が始まつたにもかかわらず、人口がふえ続けていたからです。子供の数の減少は国家基盤に影響しないという判断があつたのでしょうか。

出産や子育てに関する政策に重点が置かれることなく、気がつくと、平成元年に、合計特殊出生率は一・五七となりました。ここに至つてようやく、少子化は日本の社会が直面する長期的な大問題とされ、政府もこの問題に正面から取り組むことになつたのです。

その後、多くの政策が打ち出されてきましたが、少子化傾向に歯どめがかからず、平成十七年、ついに少子化による人口減少が始まりました。さきの総選挙で、当時の与党自民党は敗北を喫し、政権を明け渡すことになりました。その原因の一つには、やはり、少子化を克服できなかつたという結果責任もあつたのではないかと思ひます。

当時野党であつた民主党は、そのマニフェストで、子供一人当たりに毎月二万六千円を支給すると約束しました。しかし、そのための財源の確保についてはマニフェストには何ら明示されていませんでしたが、民主党は、あたかも、どの政策よりも少子化対策を最優先するというイメージを若い有権者に投げかけたのです。私も、候補者の一人、そして少子化対策をライフワークにしている議員としては、その強烈なメッセージに圧倒され、むしろ、うらやましく思いました。

日本の抱えている問題の根源にあるものは、高齢化問題ではありません。高齢者を支える現役世代の減少、将来の現役世代である子供が生まれない

平成二十四年五月十日 衆議院会議録第十九号

子ども・子育て支援法案外二案の趣旨説明に対する野田聖子君の質疑

いこと、それらが全てです。であるならば、民主党政権において、抜本的に予算を含めて大きく少子化対策の充実強化に政治がかじを切るならば、敗北もやむなしの心境でした。

しかし、民主党政権は、ことごとくみずからマニフェストをほこにし、私だけではなく、国民、とりわけ、これから日本を背負う若い人たちを裏切りました。

子ども手当は、その恒久的な財源の確保が困難となり、結論から言うと、廃止です。毎月二万六千円の手当が廃止されても、ここにいる皆さんには痛くもかゆくもない話でしょう。しかも、約束した二万六千円満額が支払われたわけではありませんでした。これによつて若者世帯の生活設計を狂わせた罪は重いと断ぜざるを得ません。

ただでさえ政治不信が叫ばれる昨今、政権政党である民主党が次世代を担う有権者に甘言を弄し裏切つたことは、さらなる政治に対する不信感をつくり出すこととなり、その罪はとてもなく重いものです。

野田総理にお聞きします。  
まやかしの少子化対策を掲げたことで国民の政治不信を加速させたことに対する謝罪はありますか。

選挙の際に、単なる票集めのマニフェストを作成し、それに少子化対策を利用した民主党が、今さら、総合こども園を初めとした絵そらごとのようなメニューを掲げてみせて、有権者は全く信用することができないし、少子化問題に対しても見識がない人たちによるこれらの政策をたとえ実行したところで、からの日本を担う若者世代は救われません。

与党であつた自民党が残念ながら結果を出せな

かつた原因は、少子化という国家の社会保障システムを崩壊させる問題の解決に、子育て支援だけを、厚生労働省の狭い枠の中だけで取り組んできることにあつたのだと思っています。

少子化対策とは、今後結婚し家庭を持つことにあつたのだと思つています。み育てようと思える社会を構築することではないでしょうか。つまり、単に子ども・子育て支援にとどまらず、若者支援、結婚、出産、子育て、教育を通じ、男性、女性の働き方、再チャレンジできるセーフティーネットや医療、健康等に至るまで、一つの成長戦略のパッケージとして示す必要があるということです。

これまでの少子化対策においては、子育て以前の問題についての支援策が乏しいことがこの国の抱える根本的な問題であり、これらの解決なくして、現状では若い人たちの夢をかなえることは不可能です。

残念ながら、今回の子ども・子育て新システムも、子育て支援、それだけに終始しております。民主党政権は、これまでの少子化対策における問題点等を踏まえて、少子化がもたらす多くの問題について真剣に取り組んできたと言えるのでしょうか。

小宮山大臣にお聞きします。

少子化問題のそもそも根本的な原因は何であるとお考えでしょうか。また、子ども・子育て新システムは、その原因を取り除くことが可能な制度設計となつているか、お答えください。

民主党政権における歴代の少子化対策担当大臣の任命にも、民主党政権の子供や少子化対策を軽視していることが明確にあらわれています。

現在、少子化対策担当大臣は小宮山大臣が兼務

子化に消極的という批判のあつた自民党ですら、担当大臣がこのようにころころかわつたことはありません。

かつて、野党民主党は、与党自民党的總理が一年ほどで交代せざるを得なかつたことを批判し続

けました。現在、政権与党となつて三年目、既に三人の方が總理を務めておられます。野党時代の発言を撤回すべきではないかと思います。

さきの予算委員会でも、八人目の中川大臣について質問した折には、野田總理みずから、文部科学大臣も務められ子育ての問題について、特に少子化の問題は強い関心を持っておられた、兼任であつても力を發揮していただける経験と識見を持っています。そして、ぜひ中川大臣にはしばらくじっくりと仕事をしていただきたいと思いますと言わされました。これは、ことし二月二十二日の答弁です。

野田總理のおっしゃるじっくりというのは、二ヶ月程度ということでしょうか。そして、その間、中川大臣は担当大臣としての責務をしつかり果たせたのでしょうか。

ましてや、ことしに入つてからは四人目の大臣です。カレンダーのように一ヶ月ごとに大臣がかわっているのです。これが民主党の政治主導の形なのか。總理のお考えをお聞かせください。

また、今回新たに任命された小宮山大臣は、厚生労働大臣を兼務されておられます。少子化対策に精通されているとのことですですが、厚生労働省の所管事項でもある少子化対策を今回わざわざ内閣府の所掌とされたそもそもその経緯を考えれば、この人事は適任と言えるのでしょうか。

幼保一体化に係る保育所を所掌する厚生労働大臣と少子化担当大臣の兼務の是非について、野田総理にお尋ねします。

ところで、平成二十四年度当初予算、一般会計

の社会保障関係のお金を、ざつくりと高齢者向けと子供向けに分けるとします。高齢者には十五兆一千三百億円、子供には三兆二百二十一億円となります。比率でいうと、約一七%対二%というこ

とです。

現在、日本の抱えている諸問題の抜本的な解決に向けて今やるべきことは、この比率をしつかり見直し、少子化問題の解決は将来の国の土台づくりと政治判断した上で、高齢者問題と同等の費用を先行投資るべきであり、現在行われている議論のように、高齢者がふえたから、その分を消費税で賄い、ついでに少子化対策にも使うという後ろ向きの発想をきつぱりと捨て去るべきだと思います。小宮山大臣の見解をお答えください。

民主党のマニフェスト二〇〇九では、「縦割り行政になつてゐる子どもに関する施策を一本化し、質の高い保育の環境を整備する」とされ、その具体策として、子ども家庭省の設置を検討するとあります。

しかしながら、今回の新システムには、省庁再編の際、実現を目指すとされており、事实上、マニフェストはここでもほこにされています。

昨年の大震災、一日でも早く日本を復興させるために、復興庁ができました。それよりもはるか前に、民主党の皆さんには、少子化は大変深刻だ、厚生労働省だけでは到底無理だから、しっかりとした少子化対策ができる役所をつくると国民に訴え、約束したのではないですか。復興庁はできたのに、なぜ子ども家庭省はつくれないのでですか。

子供を社会で育てるということが、民主党のスローガンです。

野田總理にいま一度お尋ねしたい。

子供は、主として親が育てるのでしょうか、社会が育てるのでしょうか。お答えください。

今、一歳過ぎの子供を持つ母になつた私には、

この民主党のスローガンに対して大いに違和感があります。やはり、自民党の綱領にあるように、他人任せにするのではなく、基本的には自助、つまり、みずからがみずからの家族、家庭を守れる人々を大切にしたい、そう私は考えます。

小宮山大臣にお聞きします。

家庭にはさまざまな形態があり、その家庭のそれぞれの事情で苦労している部分に応じる形で優しくバックアップできる国が、本来、親である私たちが望んでいることではないでしょうか。いたずらに、えたいの知れない総合こども園を全国にばらまくことではないようと思えるのです。この点について、小宮山大臣の考え方を示してください。

あわせて、子育て支援等の少子化対策は、社会保障のメニューの一つではなく、むしろ社会保障を安定させる担保として別枠で議論すべきだと思いますが、いかがでしょうか。小宮山大臣、お答えください。

今、一年の育児休暇が取得可能であっても、一歳児からでは保育所に入れないからということです。泣く泣くゼロ歳児から子供を預ける親がふえていていますが、施設に子供を入れて働かせるのではなく、本来なら、せめてこの一年は、父親、母親が家庭できちんと子育てができるような環境を整えることが必要であり、日々変化する子供の成長に無上の喜びを得るべきところです。残念ながら、民主党にはそういう当たり前の感性を見出すことができないのです。

最後に、妻であり母であり、あらゆる面で機能不全に陥っていた英國をたたき直すべく強力なリーダーシップを發揮した、英國史上初の女性首相、鉄の女と言われたマーガレット・サッチャヤーさんの映画がアカデミー賞を受賞して話題になりました。

彼女の言葉である、私たち政治家は後戻りしてはならない、立ちどまつた姿を世間にさらすことでも許されない、前に進んだときこそ未来が約束されるとの言葉を、単に、認定こども園は自民党政権がつくったという理由だけで否定し、かつ、旧来型の政策から脱皮できない野田総理に届けるとともに、私の好きな言葉で、言つてほしいことがあれば男に頼みなさい、でも、やつてほしいことがあるときは女に頼みなさいを、小宮山大臣、あなたが賢明な女性であるなら、今やるべきことは一刻も早くこの法案を取り下げることであるとお伝え申し上げます。

自民党は、厳しい審判を経て、親が子供を産み育てる中で幸せを実感できるような国づくりを、これまでの反省を踏まえて改めて取り組むことを繰り返しお約束申し上げ、質問を終わります。(拍手)

## 内閣総理大臣野田佳彦君登壇

○内閣総理大臣(野田佳彦君)　自民党野田聖子議員の御質問にお答えをしてまいります。

まず、冒頭、小沢議員の民主党議員資格についてのお尋ねがございました。

これについては、先般の一審における無罪判決を受けまして、五月七日の民主党役員会、そして五月八日火曜日の民主党常任幹事会という所要の手続を踏みながら、党員資格停止の解除について決定をしたところでございます。

党のいわゆる意思決定機関、所要の手続を踏んで決定でございますので、党の代表である私も含め、全ての議員がその結果を尊重すべきであると考えております。

閣僚の任命については、その時々の状況を踏まえて適材適所の考え方から行っていますが、今般の少子化対策担当大臣の人事は、特別委員会における一体改革関連法案の取り扱いが決められていく中で、今後の法案審議等を考慮し、必要な配慮がえとして行つたものであります。

子ども手当は、野田議員御指摘のとおり、マニフェストどおりにはなつてはおりませんけれども、子育て支援法と総合こども園法に基づく事務の是非についての御質問をいたしました。

も、御党の御協力もあり、新しい児童手当として恒久化され、從前と比べれば相当な拡充となつていることは厳然たる事実であります。

さらに申し上げれば、マニフェスト全体に関しても、申し上げれば、マニフェスト全体に関しても、財源確保に関する見通しが甘かつたことも率直に認め、国民の皆様に真摯におわびをしております。

ただし、新しい児童手当が質的に大幅に拡充されたこと、それが制度として恒久化されたこと、また、保育サービスなど、いわゆる現物サービスの拡充が打ち出されていることなどを勘案すれば、ナルドレンファーストの理念が政策領域において相当確立しつつあることは、これもまた事実と考えます。

政権与党として、現実の政治、国民の生活に責任を負つており、政府の政策は、状況の変化の中で、国民の皆様の声をお伺いしながら、優先順位を適切に判断していくことが必要と考えております。そして、政策の優先順位についての判断については、最終的には、次期選挙において国民の皆様が審判するものと考えております。

次に、少子化対策担当大臣の交代についての御質問をいたしました。

今回、厚生労働大臣が兼務する形になつたこととともに、私から文部科学大臣に対して、十分連携協力をして法案審議に臨むよう、特に指示をしております。

なお、人事に当たつては、内閣府特命担当大臣として内閣府の事務を行ふという点は不変であるとともに、私が内閣府の業務といたする経緯にもとよります。

が、少子化対策を、縦割りを排して内閣全体で推進するために内閣府の業務としたという経緯にもとるものとは思つておりません。

次に、子ども家庭省についてのお尋ねがございました。

子ども家庭省の創設については、幅広い議論がなされました。

子ども家庭省の創設については、幅広い議論が必要であり、将来的に省庁再編の際に実現を目指すこととしますが、まずは、新システム発足時に、内閣府にその基盤となる組織を設けることとしたいと考えております。

具体的には、御審議いただいている関連整備法案の中で、内閣府特命担当大臣を本部長とし、子ども・子育て支援法と総合こども園法に基づく事務の是非についての御質問をいたしました。

務に加え、必要な総合調整を行う新たな組織である子ども・子育て本部を内閣府に設置することとしております。

次に、子供を育てるごとにに関する御質問をいたしました。

子供は、親、保護者が育むということが私は基本だというふうに思います。しかしながら、近年の家族構成の変化、地域のつながりの希薄化、あるいは雇用が不安定な中で推移してきているなど、社会情勢の変化において、社会全体で子育てをしつかりと支えていくシステムを構築していくということも、時代の要請、社会の役割であると考えます。

したがつて、子供は親が育てるのか、社会が育てるのか? 二択一で捉えるのではなくて、家庭を中心子供たちが安定して成長できるよう、次の世代を担う子供たちを社会全体で全面的に支える環境を整えることが重要であると考えて いるところでございます。

（国務大臣小宮山洋子君登壇）

○國務大臣（小宮山洋子君） 野田議員からの御質問、まず、少子化の原因と子ども・子育て新システムについてですが、少子化の主な原因是、結婚や出産、子育ての希望がかなわず、未婚化や晩婚化と、夫婦が持つ子供の数の減少が進んでいることだと考えます。

この背景は、核家族化や地域のつながりの希薄化などによる家庭の養育力の低下、子育て中の孤立感や負担感が大きいこと、また、家庭生活との両立が困難な職場のあり方、結婚や家族に関する意識の変化など、さまざまであると考えます。子ども・子育て新システムは、子供を産み育てたいという個人の希望がかなうよう、国や地域を

挙げて子育てをサポートする仕組みで、少子化問題の解決にも大きく貢献できるものだと考えていいます。

少子化対策と消費税増税との関係ですが、一体改革では、子ども・子育て支援などを中心に未來への投資を強化することによって、全世代対応型の社会保障制度の実現を目指しています。

このため、消費税の充当先をこれまでの高齢者三経費から子育ての分野にも広げ、社会保障四経費として消費税を社会保障財源化することにしています。消費税の充当先がこれまでの高齢者三経費から社会保障四経費として子育ての分野に広がることには、大きな意義があると考えています。

その結果として社会保障の担い手がふえるということではあるかと思いますが、そういう意味で関連をしているというふうに考えてあります。子ども・子育て支援は、未来への投資であり、日本の社会全体で取り組まなければならない最重要課題であると考えています。

そして、最後におっしゃいました、私が今やるべきこと、これは、子供たちのためにこの法案を少しでも早く成立させることだと考えています。

を一本化し、質の高い保育の環境を整備すると  
マニフェストでうたいながら、結局、出てきた案  
は三本化。議論の末、結局、小済報告をなぞるよ  
うな制度になってしまったのはどうしてでしょう  
か。総理、明確にお答えください。

次に、平野文部科学大臣と小宮山厚生労働大臣  
に質問します。

この法案を提出するに当たり、中央教育審議会  
や社会保障審議会に諮問をしたのでしょうか。審  
議会の審議や両審議会の合同検討会はどの程度  
行つたのでしようか。もし、していないとするな  
らば、それはどうしてですか。

その結果として社会保障の担い手がふえるということではあるかと思いますが、そういう意味で関連をしているというふうに考えていてます。

子ども・子育て支援は、未来への投資であり、日本の社会全体で取り組まなければならぬ重要な課題であると考えています。

そして、最後におっしゃいました、私が今やるべきこと、これは、子供たちのためにこの法案を少しでも早く成立させることだと考えています。

(拍手)

○議長(横路孝弘君) 駆浩君。

〔駆浩君登壇〕

○駆浩君 自由民主党の駆浩です。

本日は、自由民主党・無所属の会を代表し、政府が提出した子ども・子育て新システムに関する三法案について質問をいたします。答弁が足らざる場合は、再質問をいたします。(拍手)

まず、野田総理に伺います。

今回の関連三法案を提出する議論のスタート地点は、平成二十一年八月総選挙の政権交代マニアエストでしょうか。それとも、その半年前、平成二十一年三月三十日に小渕優子少子化担当大臣のもとで政府が発表した、今後の認定こども園制度の在り方についてでしょうか。お答えください。

本来ならば、財政機能回復のための一体改革なのに、どうしてこのような新システムの法案が提出されるに至ったのか、その政策立案の原点が何なのかが問題となります。ましてや、新システムの条件として、消費税増税を財源とするこになつております。

この法案のベースとなる理念は、どう見ても小渕報告にあります。

「縦割り行政になつてゐる子どもに関する施策

を一本化し、質の高い保育の環境を整備する」とマニフェストでうたいながら、結局、出てきた案は三本化。議論の末、結局、小渕報告をなぞるような制度になってしまったのはどうしてでしょうか。総理、明確にお答えください。

次に、平野文部科学大臣と小宮山厚生労働大臣に質問します。

この法案を提出するに当たり、中央教育審議会や社会保障審議会に諮問をしたのでしょうか。審議会の審議や両審議会の合同検討会はどの程度行つたのでしようか。もし、していないとするならば、それはどうしてですか。

学校教育法の体系や児童福祉法の体系に踏み込む、大きな制度改正です。両審議会での十分な審議と情報公開のプロセスを経ることが必要であると思いますが、いかがでしようか。

続いて、小宮山大臣に伺います。

認定こども園法案の附則では、五年後の見直し規定がありました。法律に基づいての見直しや検証や分析を行つたのでしようか。その見直しを行つたのならば、どこに問題点があつたのでしょうか。

ちなみに、平成二十三年度から二十四年度にかけて、認定こども園の設置数は七百六十二カ所から九百十一カ所へと着実に伸びております。

法律に基づく五年後の見直しを、その結果に基づいて認定こども園制度の簡素化と改善をし拡充すれば、それでいいだけではありませんか。小宮山大臣の答弁を求めます。

続けて伺います。

二年前、小宮山大臣は、幼稚教育団体の代表者に対して、認定こども園のことを盲腸と表現されました。その盲腸に極めて近い内容の法案を提出されています。

小宮山大臣は、認定こども園と総合こども園の

官 報 (号 外)

違いをどのように考えているのか、その認識を伺います。

続いて、平野大臣に伺います。

小学校就学前の子供には、どのような幼児教育が必要であり、どのような施設、設備、環境が必要なのかの議論を文部科学省は行つたのでしょうか。お答えください。

続けて伺います。

平成十八年に教育基本法が全面改正され、翌年の学校教育法の改正で、幼稚園が学校教育体系の一番最初に組み込まれました。今回の法改正では、その経緯や意義を踏まえているのでしょうか。

安心心子ども基金を、幼稚園でも活用しやすい仕組みとしたり、市町村の財政負担を軽減したりすることによって、認定こども園の設置数は今後とも伸びる傾向にあるのではないでしょうか。複雑な新システムを新規につくるよりも、既存の施策を改善し充実する方が待機児童の解消は進むと思いますが、いかがでしょうか。

続けて伺います。

総合こども園の入所年齢は満三歳からです。したがって、ゼロ、一、二歳の乳幼児は入所義務がありません。しかし、待機児童の八割は、このゼロ、一、二歳の乳幼児です。これで本当に待機児童を減らすための制度になつていているのでしょうか。もし、総合こども園が待機児童解消対策ではないのならば、その設置目的は何なのでしょうか。答弁を求めます。

現在、幼稚園での預かり保育を実施しておりますが、保育所運営費と比べて極めてわずかな公費のみに頼つており、財政的な不安が大きい中、不安定な運営を強いられています。まずは預かり保

育の拡充、規模拡大に取り組めば、待機児童の解消はかなり進むと考えますが、いかがでしょうか。

続いて、平野大臣と小宮山大臣に伺います。

施設の指定制導入により、利潤を追求することを目的とする株式会社が、適合法人として、教育と保育を行うことを目的とする総合こども園に参入することを認めることは、教育の質を向上させます。児童福祉の後退になりかねないという不信感があります。

構造改革特区での株式会社立学校についても、文部科学省によつて、経営の悪化による撤退など、多くの問題点が指摘されています。その問題点を放置したまま株式会社を参入させることの経緯を教えてください。

また、無認可保育所の管理不足事故は、いたいけな子供の命を脅かす事態を招いており、保育への株式会社の参入は慎重であるべきです。

両大臣の説明を求めます。

続いて、平野大臣に伺います。

教育基本法第十条は、家庭教育として、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とし、第二項では、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならぬ」とあります。

このたびの子ども・子育て支援法、総合こども園法では、こうした教育基本法における学校教育

と家庭教育の考え方を前提としているのでしょうか。本来家庭教育で担うべき教育的役割を、総合こども園で肩がわりするような構図にはならないでしょうか。平野大臣の明確な答弁を求めます。

さらに、平野大臣に伺います。

総合こども園は、学校としての性格を有するとされる以上、学校としての最低基準である現行の幼稚園設置基準を満たす施設が認可基準とされます。しかしながら、基本制度とりまとめでは、既に認可を受けている施設からの移行については基準の特例が設けられ、現行の幼稚園、保育所の基準の低い方へと誘導しているように見受けられます。これは当然と考えます。

また、無認可保育所の管理不足事故は、いたいけな子供の命を脅かす事態を招いており、保育への株式会社の参入は慎重であるべきです。

両大臣の説明を求めます。

続いて、小宮山大臣に伺います。

子ども・子育て支援法において、こども園給付は、機関補助ではなく個人給付とされ、施設が代理受領するとされています。

なぜ、機関補助とせず、個人給付の法定代理受領という複雑な仕組みとする必要があるのでしょうか。個人給付とした理由を教えてください。

続けて伺います。

現行の保育所は、市町村による措置義務がありますから、正当な理由がない限り、入所を拒めます。

新システムでは、保護者と施設が直接公的契約を結びます。市町村の保育の実施義務がなくなります。保育に対する公的な責任が大幅に後退します。教育とを折衷させる総合こども園という案は、そもそも無理があるのではないか。

したがつて、五年経過した認定こども園制度の見直しをして、今までの運営状況を見て、知見をもとに制度の簡素化や拡充をした方がよいと申し上げております。小宮山大臣と私の認識にどれほど差があるのか、教えてください。

小坂憲次元文部科学大臣は、認定こども園制度を法制化したときの大臣です。そのときの国会答弁で、実施に際しては、行政の窓口も、手続の書類も、経理も、お金の出し方も簡素化し、ワンストップサービスで一元化した方がよいという趣旨の答弁を繰り返しておりました。私は、当時の副大臣として、そばで聞いておりました。

ところが、法律が成立してからの都道府県や市町村の現場の対応は、小坂大臣の意向には沿わないとなっていますし、設置数も当初の期待を裏切っています。ここに、立法府の議論と、行政の現場業務との乖離を見た思いがします。どうして大臣の意向が現場に反映されなかつたのだろうかと私も反省をしておりますし、霞が関の読みが甘かったのかもしれません。

野田総理、立法府で制度をいじれば全てが解決するものではありません。現場のニーズに応える制度論こそ必要だと思いませんか。

総合こども園に使うお金があるならば、保育士や幼稚園教諭の待遇改善をする方がつっぽど現場の士気が高まるし、教職員の定数改善や研修充実こそが切望という現場の声があります。そういう声は野田総理にも届いておりませんか。見解を伺います。

続いて、小宮山大臣に伺います。

新システムでは、保護者と施設が直接公的契約を結びます。市町村の保育の実施義務がなくなります。保育に対する公的な責任が大幅に後退します。教育とを折衷させる総合こども園という案は、

児や被虐待児などが排除されるおそれがあります。これでよいのでしょうか。小宮山大臣の認識を伺います。

続いて、野田総理に伺います。

新システムは、働く親の子育て支援に重点化されており、専業主婦の存在をないがしろにするような印象を与えます。働く親と子育てに専念する親と対立するものではなく、双方を適切に評価し、双方に配慮した施策とすべきと考えますが、いかがでしょうか。明確な答弁を求めます。

続いて、小宮山大臣に伺います。

自由民主党は、児童教育を国策とし、全ての子供に良質な児童教育を提供する必要があると考えます。子供の置かれた状況による格差を設けるべきではないと考えますが、大臣の見解を伺います。

最後に、野田総理に国家観と家族観を伺います。

恋愛し、結婚し、妊娠し、出産し、育児や家事をするというのは、男性と女性、父親と母親にとって極めて私的な選択であり、共同作業でもあります。家族とは、自然発生的にでき上がるものではなく、お互いに努力をしてつくり上げるものです。その営みあってこそ、国家の伝統と歴史と文化が継承され、経済や地域社会が発展する礎がつくられることを考えれば、保育と教育は、極めて神聖なる、公的な営みとも言いかえることができます。

家族という私的な空間と、国家という極めて公的な役割を税と法律で結びつけるのが、永田町の政治的使命もあります。個人の尊厳や人権や倫理觀を尊重しながらも、家庭の子育てを、いかに政府や地域社会や地方自治体や企業が側面から支援するかが課題です。

国民全体、とりわけ若い御両親や子供たちの視

点となつて、実りの多い法案審議をするべきであることを自由民主党の意見として申し上げ、野田総理の国家観、家族観を伺い、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣野田佳彦君登壇)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 自民党馳浩議員から、私は四問の御質問をいただきました。

まず、子ども・子育て新システムの原点についてのお尋ねがございました。

子ども・子育て支援については、これまで、平

成十九年十二月、自公政権下での「子どもと家族を応援する日本」重点戦略で、次世代育成支援に

関連する現物給付を体系的、普遍的に提供する包

括的な支援の仕組みの構築がうたわれ、その後

平成二十年十一月の社会保障国民会議報告では、

保育の質、量の抜本的拡充を図るための新たな体

系の構築が必要不可欠とされておりました。

今般提案している子ども・子育て新システム

は、民主党〇九マニフェスト以前からのこうした

提言や、御指摘がございました小渕担当大臣のも

とでの取り組みの方向性をも踏まえたものであります。

恋愛し、結婚し、妊娠し、出産し、育児や家事をするというのは、男性と女性、父親と母親にとって極めて私的な選択であり、共同作業でもあります。

家族とは、自然発生的にでき上がるもの

ではなく、お互いに努力をしてつくり上げるもの

です。その営みあってこそ、国家の伝統と歴史と

文化が継承され、経済や地域社会が発展する礎が

つくられることがあります。保育と教育は、極めて神聖なる、公的な営みとも言いかえることができます。

家族という私的な空間と、国家という極めて公

的な役割を税と法律で結びつけるのが、永田町の

政治的使命もあります。個人の尊厳や人権や倫

理觀を尊重しながらも、家庭の子育てを、いかに

政府や地域社会や地方自治体や企業が側面から支

援するかが課題です。

制度論についてのお尋ねがございました。

新システムにおいては、質の高い児童期の学校教育、保育を全ての子供に保障することを目指しております。児童の向上の観点からも、保育等にかかる職員の処遇の改善が必要だと考えております。

こうした質の改善については、国、地方を通じた恒久的な財源を確保しながら、優先順位をつけ実現を図っていきたいと考えております。その際には、子育て支援にかかる当事者の声にしっかりと耳を傾け、現場のニーズにお応えをしていきました。

子ども・子育て支援においては、これまで、平成十九年十二月、自公政権下での「子どもと家族を応援する日本」重点戦略で、次世代育成支援に

関連する現物給付を体系的、普遍的に提供する包

括的な支援の仕組みの構築がうたわれ、その後

平成二十年十一月の社会保障国民会議報告では、

保育の質、量の抜本的拡充を図るための新たな体

系の構築が必要不可欠とされておりました。

恋愛し、結婚し、妊娠し、出産し、育児や家事をするというのは、男性と女性、父親と母親にとって極めて私的な選択であり、共同作業でもあります。

家族とは、自然発生的にでき上がるもの

ではなく、お互いに努力をしてつくり上げるもの

です。その営みあってこそ、国家の伝統と歴史と

文化が継承され、経済や地域社会が発展する礎が

つくられることがあります。保育と教育は、極めて神聖なる、公的な営みとも言いかえることができます。

家族という私的な空間と、国家という極めて公

的な役割を税と法律で結びつけるのが、永田町の

政治的使命もあります。個人の尊厳や人権や倫

理觀を尊重しながらも、家庭の子育てを、いかに

政府や地域社会や地方自治体や企業が側面から支

援するかが課題です。

制度論についてのお尋ねがございました。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

続いて、処遇改善など、現場のニーズに応える

や、現代という新しい時代の文脈に即した形で、誰もが希望を持つ社会をつくり上げ、それを将来の世代に引き継いでいくことこそ政治の使命であると考えております。

国づくりの根本にあるのは、人づくりであります。

教育、保育を全ての子供に保障することを目指しておられます。児童の向上の観点からも、保育等にかかる職員の処遇の改善が必要だと考えております。

家庭教育の問題であると考えております。教育のあり方や、公的セクターが家族をいかにサポートしていくかという問題は、政治における極めて重要な課題だと思います。

家族観について申し上げれば、家族や子育てのあり方が過去の時代と大きく変わっていると思います。かつては、家族で担ってきた役割を社会全

体で担うことが求められている、あるいは、母親に求められてきた役割を行行政が力を合わせて担う

ことが求められているのだというふうに思いました。

それにもかかわらず、こうした変化への政策的

な対応が後手後手に回ってきたのが近年の状況で

あります。待機児童の問題はまさにその象徴であ

ります。今回提出した子ども・子育て三法案は、この

ような現在の家族のあり方に即した、新しい制度

的な対応だと考えます。

これらを総合的に進めることで、働きながら子

育てをされている保護者、御家庭で子育てに専念

されています。児童の創設などによる質の高い学校教

育、保育の一体的提供、保育の量的拡充、地域の

子育て支援の充実などの取り組みを盛り込んでお

ります。

これらを総合的に進めることで、働きながら子

育てをされている保護者、御家庭で子育てに専念

されています。児童の創設などによる質の高い学校教

育、保育の一体的提供、保育の量的拡充、地域の

子育て支援の充実などの取り組みを盛り込んでお

ります。

これらを総合的に進めることで、働きながら子

育てをされている保護者、御家庭で子育てに専念

されています。児童の創設などによる質の高い学校教

育、保育の一体的提供、保育の量的拡充、地域の

子育て支援の充実などの取り組みを盛り込んでお

ります。

これが目的であります。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり、政権や党派を超えて共有、御理解い

ただけるものと認識をしております。

次に、国家観と家族観についてのお尋ねがございました。

私が目指す国づくりの基本は、きょうよりもあ

ったがより豊かで幸せになれるという希望を誰も

が持つことができる社会をつくることでありま

す。高度経済成長期とその後の失われた二十年と

いう停滞を経て、そのような希望を持ちにくい社会になってしまったというふうに思います。

少子高齢化という避けられない社会環境の変化

しています。

このように、新システムは、自公政権以来の議

論を尊重しつつ、新たな視点からの検証を加えた

ものであり

子ども・子育て新システム関連三法案の社会保障審議会での審議についてですが、社会保障審議会児童部会で、平成二十二年二月十七日、平成二十三年十月三十一日の二回、社会保障審議会で、平成二十三年八月二十九日、平成二十四年一月三十日の二回、内閣府に設置された子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチームでの検討状況などを御報告し、審議をしていただきました。なお、社会保障審議会と社会保障審議会児童部会は、一般傍聴が可能で、議事録も公開しています。

次に、少子化対策担当大臣として、十問、御質問いただきました。

まず、認定こども園の見直しや検証についてですが、認定こども園は、幼稚園制度及び保育制度を基礎とした上で、幼児期の学校教育及び保育を一体的に提供する幼保一体化の先駆的取り組みであり、施設を利用して保護者や認定を受けた施設から高く評価されています。

そのあり方については、制度施行後、認定こども園制度の在り方に關する検討会や子ども・子育て新システムの検討会議で、関係者からヒアリングも行い、議論を重ねてきました。

認定こども園での課題としては、財政支援が不足であること、幼稚園と保育所の制度を前提としているため二重行政であることなどが挙げられています。

今回の法案では、こうした課題に対応するため、認定こども園は、幼稚園と保育所の制度がなっているという課題が指摘されていました。総

合こども園は、これまでの認定こども園の成果を生かしつつ、こうした課題に対応した仕組みと考えています。

既存の認定こども園の改善によって待機児童解消をすべきではという御指摘ですけれども、認定こども園は、幼保一体化の先駆的な取り組みだと思います。

こうしたことにより認定こども園の設置数が伸び悩んでいることから、制度の見直しを行い、認定こども園制度をさらに発展させた形で、総合こども園制度に移行することにしました。

同時に、御指摘の待機児童の問題に対応するため、市町村新システム事業計画の策定による地域の保育需要の把握と計画的な整備、指定制度の導入による多様な主体の参入、地域型保育給付の創設による小規模保育事業等の多様な保育事業の推進などに取り組み、こうしたことによつて待機児童の解消を加速していくといきたいと考えています。

総合こども園の待機児童対策としての効果と設置目的についてですが、その目的は、もちろん、待機児童の解消もありますけれども、総合こども園は、質の高い学校教育、保育と家庭での養育支援を一体的に提供する施設として創設するという目的がございます。

このため、総合こども園は、ゼロ歳から二歳までの子供に対する二一ズは地域によってさまざまです。このため、総合こども園に、ゼロ歳から二歳までの子供の受け入れも可能とし、幼稚園教諭の免許と保育士資格の両方を持つ保育教諭が担当することにし、現在の預かり保育を利用している三歳以上の子供も含め、保育の必要性の認定を受けることで保育にかかる費用に応じたこども園給付が支給されるなど、現在の制度の課題を解決して、待機児童の解消を一層促進していきます。

子ども・子育て新システムでは、幼稚園の総合保育に対する二一ズは地域によってさまざまですが、認定こども園は、幼稚園と保育所の制度が前提であるため、認可や財政支援で二重行政となつてはいるという課題が指摘されていました。総合こども園は、これまでの認定こども園の成果を生かしつつ、こうした課題に対応した仕組みと考えています。

既存の認定こども園の改善によって待機児童解消をすべきではという御指摘ですけれども、認定こども園は、幼保一体化の先駆的な取り組みだと思います。

これに加えて、子ども・子育て新システムでは、保育に関する仕組みを変えることで、保育需要があるところで機動的に質の確保された保育の量的拡充を図ることができるようになります。

具体的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、指定制度の導入、地域型保育給付の創設による多様な保育の推進など、新たな仕組みを導入して、待機児童の確実な解消を目指していきます。

幼稚園の預かり保育の拡充についてですが、幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子供を一定程度受け入れているので、預かり保育の拡充は、三歳以上の子供の待機児童対策として有効な手段の一つだと考えています。

一方で、現在の預かり保育は、待機児童の八〇%を占める三歳未満の子供を対象としていないこと、担当する職員に保育士資格が必要とされていること、私学助成による助成額等も長時間の保育を前提とした水準でないことなど、待機児童対策として活用する上では課題もあります。

こども園給付を個人給付とした理由ですが、全ての子供が尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるためには、施設側の制度の縦割りの視点で考えるのではなく、利用者の側の制度横断的な視点、すなわち子供本位の視点で考えることが必要です。

このため、既存の幼稚園や保育所の縦割りの制度を再構築して双方にまたがる包括的な制度に改めるとともに、利用者の受給権に着目して個人給付の仕組みを導入することにしました。

個人給付の仕組みでは、子供一人一人について、受給資格や必要性の確認、認定が行われることになります。そして、これを通じて把握された地域の学校教育、保育の二一ズに応えられる体制を確保することにより、全ての子供に対しても、そ

それぞれのニーズに応じた学校教育、保育を確実に保障していきます。

総合こども園の創設についてですが、新システムでは、認定こども園制度についても検証を重ねた上で、その課題を解消し、幼児期の学校教育、保育を一体的に提供する施設として、総合こども園を創設することにしています。

総合こども園は、認定こども園の、全ての子供に質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に提供するという趣旨をしっかりと引き継ぐものだと考えています。直接契約の導入に伴う懸念ですが、新システムでは、市町村は、管内の施設や事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応するなど、利用者を支援します。

また、待機児童が発生しているような場合には、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用可能な施設や事業者をあつせんします。ささらに、障害児等の特別な支援が必要な子供などに対しては、市町村が利用可能な施設や事業者のあつせんや利用の要請を行うとともに、虐待のおそれがある場合などには、利用の勧奨や入所の措置を行う仕組みにしています。

施設や事業者に対しては、応諾義務を課して、正当な理由なく入所を拒否することができない仕組みにしています。

このように、新システムでは、市町村が確実に利用者を支援するとともに、御懸念のような事態が生じない仕組みにしています。

幼児教育について、子供の置かれた状況による格差を設けるべきではないとの御指摘についてですが、新システムでは、地域での学校教育、保育の計画的整備や、総合こども園の創設等により、親の働き方など、子供の置かれた状況にかかわらず

ず、質の確保された学校教育、保育を全ての子供に保障することにしています。

全ての子供に良質な幼児教育を提供するという点について、目指す方向性は同じだと考えていました。（拍手）

〔国務大臣平野博文君登壇〕

○国務大臣（平野博文君） 馳議員の方から、六つ

の御質問をいただきました。

まず最初に、中教審における審議についてのお尋ねがございました。

子ども・子育て新システムは、省庁横断的な課題であるため、その検討に当たりましては、内閣府に設置されました子ども・子育て新システム検討会議ワーキングチームにおいて議論が行われてまいりました。

その検討過程で、ワーキングチームの検討状況を中教審の初等中等教育分科会に説明し、教育の観点から八回にわたり御議論をいただき、その結果をワーキングチームの方に報告してきたところでございます。

また、この会議は、原則公開、議事録も公表しておるところをご存じます。

次に、小学校就学前の子供に必要な幼児教育についてのお尋ねでございます。

現在、幼稚園においては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、児童の健やかな成長のために適切な環境を整え、その心身の発達を助長するため、まず、教育内容の基準としての幼稚園教育要領と、施設や設備等の基準としての幼稚園設置基準に基づいた教育が行われております。

子ども・子育て新システムにおいて新たに創設する総合こども園においても、現在の幼稚園教育と同様の目的や目標に基づき、学校としての基準と児童福祉施設としての基準をあわせ持つ基準を

適用し、質の高い学校教育、保育を保障することとしております。

総合こども園の基準の具体的な内容につきましては省令などで定めることとしており、法案成立後、子ども・子育て会議の意見を聞きながら、制度の施行までに検討をしてまいるところでござります。

三点目、教育基本法、学校教育法との関係についてのお尋ねでございます。

御指摘のとおり、平成十八年の教育基本法の改正において、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを新たに規定し、これを踏まえた学校教育法の改正において、幼稚園を学校教育体系の最初に位置づけるとともに、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることを明確化したところでございます。

子ども・子育て新システムは、こうした現行の教育基本法、学校教育法の考え方を踏まえて、総合こども園の創設により、親の働き方にかかわらず学校教育を受ける機会を保障するなど、教育の観点からも子ども・子育て支援を充実させるものでございます。

次に、総合こども園の株式会社の参入についてのお尋ねでございます。

御指摘の、特区による株式会社立学校においての運営や教育活動に不適切な事例があつたことは承知いたしております。この点については、今後、特例措置の評価を通じて適切に対処してまいります。

総合こども園につきましては、現在、株式会社の参入が認められている保育所が原則として全ての要件を満たした株式会社の参入を認めるものでございます。

ありますが、これは、児童福祉施設としての性格を有する総合こども園固有の、極めて特殊な要請によるものであります。

この場合でも、学校教育を担うにふさわしい公益性、永続性、確実性を担保することは極めて重視されることが、総合こども園への株式会社参入に当たっては、参入段階、運営段階、撤退段階において厳しい規制を課すこととしています。

これらを厳正に運用することにより、營利追求のために、総合こども園の運営がゆがめられ、教育の質の低下が起こることのないように、また、園児に悪影響が及ぶことのないようにしていただきたいと考えているところでございます。

次に、教育基本法における学校教育と家庭教育の考え方についてのお尋ねでございます。

子ども・子育て支援法案の第二条において、子ども・子育て支援は、親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する、親が第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、職域その他社会のあらゆる分野においての構成員が、おのれの役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないと基本理念が規定されています。

教育基本法第十条においては、父母が子供の教育に第一義的責任を有するものとしております。新システムにおいても、同様の考え方を前提としているところでございます。

総合こども園の創設を含む新システムは、このような前提に立ちつつ、かつては家族や地域が担つていただいた子育てに関する支え合いの機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える社会の機能を新しい形で再生させることとしているものであります。家庭教育の役割を肩がわりするものではございません。

最後に、運動場の必置義務についてのお尋ねでございます。



政府案では、この認定こども園制度を廃止して、新たに、幼稚園と保育所を一体化した総合こども園制度を創設することとしていますが、わずか五年余りの間に制度の大幅な変更を行うものであることを考えると、関係者が苦労に苦労を重ねて軌道に乗せてきた認定こども園制度の実績や課題をきちんと検証した上で提案でなければなりません。

もちろん、盲腸なんてとんでもない無見識だと私は申し上げたいのです。それは、非公式であるが、どんなときにも、そんな気持ちを持つてこの新制度をおつくりになつてはならないと私は思つております。

人間の営みは積み重ねが大事なのです。誠実な総括がなされた上での新法とは到底思われません。

政府においては、認定こども園制度の実績や課題をどのように評価しているのか、また、それを新システムでどのように生かしていくこととしているのか、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、幼児教育、保育の質の向上のためにしつかりと恒久的財源が担保されるのかを伺います。

この法律は、財源なくしては絵に描いた餅しかありません。今回の新システムにより、質、量の両面から子ども・子育て支援を充実するためには、財源の確保が不可欠です。新システムにおいては、保育の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて、二〇一五年度に一兆円超程度の追加所要額を見込んでいると聞いております。

税制改革で七千億円を確保するとしても、さらに新システムの運営には三千億円超が必要となりますが、当てのない三千億円、その確保がきちんとできるのでしょうか。どこから手当てなさるの

か、総理にきつちりとお答えいただきたいと思います。

子ども・子育て新システムでは、児童福祉法第二十四条が改正され、これまで市町村に課せられた軌道に乗せてきた認定こども園制度の実施義務がなくなります。これに伴い、さまざまな懸念の声が現場から起つてきております。

これまで市町村が施設を探してくれていたが、これからは保護者が幾つもの施設を回らなければならず、時間に余裕のない保護者には大きな負担となるのではないか。障害を持つなど特別な支援が必要な子供について、これまで市町村が拒否するのではないか、結局、立場の弱い子供にしわ寄せが生じるということにならないか。

公明党は、子供こそ主役との理念に基づき、かなる上、こども園の側も手のかかる子供の入所を拒否するのではないかとおもいますが、これらからは、保護者が自力で探さなければならぬことになります。

施設が不足する場合には市町村があっせんされるとされておりますが、一方で、施設が足りずあっせんされない場合、市町村に責任があるのであります。誰が責任をとるのかを明確にお答えください。市町村が実施義務を行つてこそ、きめ細やかなケアができるのです。

学校教育や保育の質の確保、向上がこの法律によつて本当に図られる総理はお考えですか。公明党は、新しい社会福祉ビジョンにおいて、国や地方自治体が子供の福祉に責任を持つ社会へ

の転換を図らざると主張しております。そのため、ハードのみならずソフト面での質の向上を担保しつつ、真に子供の福祉に資する制度の計画的な実現を目指してきたところです。

しかしながら、政府案については、関係者が負担となるのではないかという不安の声が聞かれます。これまで、幼稚園から市町村が施設を探してくれていたが、これからは、保護者が幾つもの施設を回らなければならず、時間に余裕のない保護者には大きな負担となるのではないか。障害を持つなど特別な支援が必要な子供について、これまで市町村が拒否するのではないかとおもいますが、これらからは、保護者が自力で探さなければならぬことになります。

質の確保にとって最も重要な、職員の配置基準や待遇の改善はどう図られるのでしょうか。総理の御見解をお伺いしたいと思います。

また、学校としての位置づけを有する総合こども園について、株式会社の参入を認めたことについて懸念の声が上がります。

安易な事業からの撤退や、営利主義による人件費の圧迫が起こらないと言えるのでしょうか。企業の他の分野における経理とこども園の経理を、本当に明確に区分ができるのでしょうか。

大切な子供を預かっている立場から、教育の質の低下を初めとする総合こども園に株式会社が参入することへの懸念について、どのように対応されるのか、総理の御答弁をお伺いいたします。

しっかりとお答えいただきたいと思います。

子ども・子育て新システムでは、幼保一体化により保育の量的拡充を図ることで待機児童を解消していくとしています。中でも、新たに創設される総合こども園は、全ての子供に対して質の高い学校教育と保育を制度的に保障するものとして、その役割が期待されています。

しかし、幼保一体化といつても、幼稚園が全ての二、三歳未満の児童に限った保育園として残るもの、三、認可外保育施設のうち、基準を満たして指定を受けるもの、四、幼稚園の中でも新システムの指定を受けるもの、五、指定を受けないものと、これまでの保育所と幼稚園が五つの類型の施設に分かれています。皆様方もおわかりにならないのではないかと思います。このような形是非常にばらばらで複雑であり、保護者の方にもわかりにくい仕組みになつております。

義務づけないこととしていますが、総理、御存じですか。待機児童の八割が三歳未満である現状を考慮したとき、新システムでは待機児童の解消は期待できません。

まず、保育所は、一定期間が経過した後に原則として全て総合こども園に移行することが義務づけられていますが、一方で、幼稚園については、そのような義務は課せられていません。

また、総合こども園では、満三歳未満の子供の受け入れが義務づけられておりません。これは幼稚園からの移行に配慮したのかもしれません。これでは、幼稚園から総合こども園に移行を進めるとともに、待機児童の解消には結びつかないのです。

そもそも、待機児童を解消するのであれば、現行の制度のもとで、都市部など待機児童の多い地域を対象に集中的な対策を講じることで、より迅速に対応できるのではないかと考えます。

新システムの導入によって待機児童の解消を図るというからには、現行と比べ、どのように解消が進むのか、納得できる説明が必要です。待機児童解消について、総理から、私が納得いくようにお答えいただきたいと思います。

新システムでは施設類型がばらばらで非常にわかりづらいという指摘があります。

政府案を見ますと、一、総合こども園になるものの、二、三歳未満の児童に限った保育園として残るもの、三、認可外保育施設のうち、基準を満たして指定を受けるもの、四、幼稚園の中でも新システムの指定を受けるもの、五、指定を受けないものと、これまでの保育所と幼稚園が五つの類型の施設に分かれています。皆様方もおわかりにならないのではないかと思います。このような形是非常にばらばらで複雑であり、保護者の方にもわかりにくい仕組みになつております。

新システムでこのように多くの施設類型が存在することで、果たして利用者が円滑に利用できる仕組みになるのか、もっと利用者にわかりやすい仕組みにするために知恵を絞るべきだと私は考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

施設型のこども園だけでなく、小規模な保育や家庭的保育など、地域の実情に合った保育の整備が急務と考えますが、新システムではどう取り組むおつもりですか。

公明党では、地域で支える協働型福祉社会を提唱し、子育てについても、一人一人のニーズに合った、分かち合い、支え合う、協働型のきめ細やかなサービスの仕組みをつくり、それぞれの地域の実情に合った給付を実現することを目指しています。

大都市では、いわゆる施設型のこども園の整備には限界があります。また、逆に子供の数が減っている地域においては、今までの幼稚園・保育所を維持することすら困難なところも出てくると思います。

こうした、一見相反する保育ニーズに応えるには、拠点となる施設のみならず、地域の実情に応じた、小規模できめ細やかな保育の整備が必要だと考えていました。

子ども・子育て新システムが、こうした地域のきめ細やかな取り組みを後押しするものでなければ、真に子ども・子育てのためを考えた制度とは言えません。

そこでお尋ねいたしました。

総理は、小規模な保育や家庭的保育など、地域の実情に合った保育サービスの充実について、今回のお尋ねはどのように取り組むおつもりか、お答えください。

以上、本法案の課題と論点について伺いましたが、冒頭私が申し上げたとおり、子ども・子育て支援施策の実施に当たっては、どこまでも子供の

幸福という視点を出発点に制度設計すべきであるにもかかわらず、政府・与党は、社会保障と税の仕組みにするためには、もっと利用者にわかりやすい仕組みにするために知恵を絞るべきだと私は考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

家庭的保育など、地域の実情に合った保育の整備が急務と考えますが、新システムではどう取り組むおつもりですか。

幸福という視点を出発点に制度設計すべきであるにもかかわらず、政府・与党は、社会保障と税の仕組みにするためには、もっと利用者にわかりやすい仕組みにするために知恵を絞るべきだと考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

家庭的保育など、地域の実情に合った保育の整備が急務と考えますが、新システムではどう取り組むおつもりですか。

幸福という視点を出発点に制度設計すべきであるにもかかわらず、政府・与党は、社会保障と税の仕組みにするためには、もっと利用者にわかりやすい仕組みにするために知恵を絞るべきだと考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕  
○内閣総理大臣(野田佳彦君) 公明党を代表しての池坊保子議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、認定こども園の実績や評価についてのお尋ねがございました。

認定こども園制度は、幼稚園及び保育所の制度を基礎とした上で、幼稚期の学校教育と保育を一

体的に提供する施設として、幼保一体化の先駆的

新システムでは、市町村を中心として、子ども・子育て支援法と改正児童福祉法の二法により、全ての子供の健やかな育ちを重層的に保障していくことにしております。

具体的には、子ども・子育て支援法では、全ての市町村による計画的な学校教育・保育の基盤整

新システムでは、市町村を中心として、子ども・子育て支援法と改正児童福祉法の二法により、全ての子供の健やかな育ちを重層的に保障していくことにしております。



官 報 (号 外)

受けただけでは入所決定とはなりません。保育所と直接契約を結ぶ必要があるのです。

介護保険では、要介護度によって利用時間の限度が決められ、これを上回れば自己負担、あるいは、利用料を払えなければ、枠があつても使えないという問題があります。

保育の場合は、短時間と長時間、イフしかありません。では、短時間と長時間、どこで区切るのですか。

例えば、パート労働者が短時間と認定された場合、通勤時間などで利用時間をはみ出す場合はどのようになるのか、具体的にお答えください。

保育料は、現行制度と同様に応能負担だといいます。しかし、パートの給料が全部保育料で消える、こんな悲鳴が上がるほど、保育料は高過ぎます。児童手当が・万円、二歳未満児は一万五千円ですが、もともと三歳未満児の方が保育料も高いのです。ほとんどの世帯が、児童手当から保育料が天引きされ、不足分の請求書が届くだけではありませんか。これでは、子供を産み育てる希望が持てません。

保育料負担をどうするのか、伺います。

優先入所が必要な場合、市町村があつせんするといいますが、確実に入所できる担保がありますか。それどころか、保護者は所得や障害、虐待など、優先入所が必要な事情を書いた認定証を持つて、保育所をみずから回らなければなりません。

保護者が保育所を選ぶのではなく、逆に保育所から選ばれる側になるのではありませんか。お答えください。

第四に、保育の市場化についてです。

新システムは、株式会社を初めとする多様な事業者の参入を認め、株式配当も認めます。公定価

格であるこども園給付から利益を出そうと思えば、人件費を削るか、保育の質を落とす以外はありません。逆に、特色のある保育、教育と称して、高い利用料を上乗せすることも可能です。

営利企業と子供の豊かな育ちを支える保育とは絶対に相入れないと思いますが、見解を伺います。

第五に、総合こども園は、全ての三歳以上児に

質の高い学校教育を提供することとされました。

保育所は、もともと、保育指針により、養護と教育の要素を兼ね備えています。それを、あえて学校教育を義務づけるのはなぜでしょうか。法的拘束力をを持つ質の高い学校教育とは、どのようなものですか。

幼児期という、体も心もつくられていく大切な時期にどういう保育、教育を保障するのかについては、幼稚園、保育所とともに積み上げてきた歴史と経験を尊重し、専門的、国際的な知見も踏まえて検討するべきであります。余りに拙速な幼保一体化は、子供の将来に大きな禍根を残しかねません。答弁を求めます。

最後に、新システム三法案は、消費税増税がスタートしなければ施行されません。

今日、子育て世代の貧困率は一二・七%、母子家庭では四八%にも及びます。子育ての充実策に充てるといながら、生活に追われる子育て世代に増税が直撃するというのでは、少子化に拍車をかけることになりかねません。

子育ての安心と希望を奪いながら大増税を押し付けることは許されないことを指摘し、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 共産党的高橋議員

子ども・子育て支援法案外二案の趣旨説明に対する高橋千鶴子君の質疑

まず、子供の最善の利益についてのお尋ねがございました。

子供の育ちや子育てをめぐる環境は、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化、雇用や将来への不安の高まりにより、厳しい状況にあると認識しております。子ども・子育て新システムは、こうした現状を踏まえ、チルドレンファーストの理念に立つものであります。

新システムの実現により、地域の実情に沿った学校教育、保育の整備や、幼児期における質の高い学校教育、保育の一体的提供、地域の子育て支援の充実など、子供の最善の利益の実現に向けた取り組みが総合的に進むものと考えております。

次に、待機児童が解消しない原因及び公立保育所の一般財源化についてのお尋ねがございました。

待機児童の解消は喫緊の課題であると認識をしていますが、現行の制度のままでは、認可には裁量があり、認可施設には一定の規模を必要とするなど、機動的な対応に限界があること、潜在的なニーズを含め、地域の保育ニーズを把握する仕組みになつていなかることから、対応が困難であると考えております。

このため、新システムでは、指定制度の導入により、保育の需要がある地域で機動的に保育の量的拡充を可能とすることで、速やかに待機児童の解消を図つてまいります。

また、公立保育所の運営費等は税源移譲と一体で一般財源化されていますが、その管理運営は、各市町村が責任を持つて対応していると考えております。

次に、株式会社の保育への参入についての御質問をいたしました。

新システムでは、株式会社を初めとする多様な事業主体の参入を認めるに当たり、質の確保のた

めの客観的基準を満たすことを求めています。また、参入後も、市町村が報告微収、立入検査等の指導監督を行います。

また、教育、保育の質に直接かかわる職員の経験年数、勤続年数などの事項について、保護者が子供にとって最善の選択を行えるよう、情報開示を義務づけます。

利用料の上乗せ微収については、国において実

費微収の上限額に関する基準を定めるほか、実費微収以外の上乗せ微収を認めるに当たっては、低所得者については免除することなどを要件とする予定であります。

これらを取り組みにより、多様な事業主体により、質の確保された学校教育、保育が確実に提供される仕組みとしてまいります。

幼保一体化についてのお尋ねがございました。

新システムにおける幼保一体化については、学

校教育、保育のニーズが地域によつてさまざまであることを踏まえ、市町村が、総合こども園、幼稚園、保育所を含めた学校教育、保育の提供体制

を地域の実情に沿つて計画的に整備できる仕組みとしています。これにより、全ての子供に質の高い幼児期の学校教育と保育を保障することを目指しております。

また、新システムの制度設計については、一昨年六月に基本制度案要綱を策定した後、関係者が

広く参画するワーキングチームを三十五回にもわたつて開催し、利用者、事業者、自治体、経済界など、さまざまな声をヒアリングしながら、丁寧に議論を重ねて取りまとめたものであります。したがつて、拙速との御批判は当たらないと考え

おります。(拍手)

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

平成二十四年五月十日 衆議院会議録第十九号

一七

## 〔国務大臣平野博文君登壇〕

○国務大臣(平野博文君) 高橋議員から、二つの質問をいただきました。

最初に、三歳未満児の受け入れを表明している幼稚園についてのお尋ねでございます。

三歳未満児の受け入れを表明している幼稚園数については承知はいたしておりませんが、調理室の設置支援や、三歳未満児の受け入れに要する経費を見込んだ単価設定など、インセンティブを付与することにより、地域の実情に応じて、待機児童が多い三歳未満児の受け入れが進むよう取り組んでまいります。

次に、質の高い学校教育についてのお尋ねでございます。

これまで、保育所におきましても、幼稚園教育要領との整合性が確保された保育所保育指針に基づき、教育の質の向上に取り組んできたものと承知をいたしております。

総合こども園は、学校としての法的位置づけを持ち、幼稚園と同様、幼児の心身の発達を助長することを法律で明記いたしております。

新システムにおきましては、小学校就学前の全ての子供に質の高い幼稚期の学校教育を保障する観点から、原則として全ての保育所が、定期間に内に総合こども園に移行することとしております。

このことによって、制度的に、幼稚園教諭免許を持つ職員を置くこと、職員の研修を充実することと、学校教育の理念や教育内容、特徴などの情報開示や、教育内容の改善のための自己評価を行うことなど、義務づけられることにより、さらなる幼稚教育の質の確保、向上が図られるものと考えております。

以上でございます。(拍手)

## 〔国務大臣小宮山洋子君登壇〕

○国務大臣(小宮山洋子君) 高橋議員からの、ま

ず、待機児童の把握と保育の量的拡充についてですが、子ども・子育て新システムでは、保育の需

要がある地域で機動的に保育の量的拡充を図るた

め、全ての市町村が子ども・子育て支援事業計画

を策定し、潜在的ニーズを含め、地域の保育需要に応えられるよう計画的な整備に取り組むこと、

指定制度の導入により多様な主体が参入できる仕組みにすること、総合こども園制度の創設によ

り、幼稚園の協力を得て保育需要に対応するこ

と、地域型保育給付の創設により、小規模保育事

業など多様な保育事業を推進することにしていま

す。こうしたことにより、待機児童の解消に向けた取り組みを進めていくことにしています。

国としては、各市町村が策定する事業計画を通じて保育のニーズを把握し、市町村が円滑に保育の体制整備を進めることができるよう、しっかりと支援していきます。

児童福祉法第二十四条の改正についてですが、現行の児童福祉法第二十四条は、市町村による保育の直接実施を規定しています。しかし、現在の規定のままで、保育の必要性と保育所への入所の可否を同時に判断するにとどまり、潜在的なニーズを含め、地域の保育ニーズを把握する仕組みではないこと、都市部での待機児童対策にも人口減少地域での保育の確保対策にも、対応が不十分であることなどの問題があると考えています。

そのため、制度全般の見直しを行い、個人給付の保育制度では、国が定める額をもとに、市町村が家計の状況等を勘案して利用者負担額を定めていますが、新システムでも、同様に、市町村が定めることになります。

これが保育を受ける権利を保障する、全ての市町村が子ども・子育て支援事業計画を策定し、潜在的ニーズを含め、地域の保育ニーズを確実に把握する、そうしたニーズに応えるよう、指定制度を導

入し、多様な主体が参入できる仕組みにすること

にしています。

こうした措置を規定する子ども・子育て支援法と改正児童福祉法第二十四条とが相まって、市町村が保育の保障に関する中心的な役割を担うこと

についています。

保育の質の確保についてですが、こども園、地域型保育の指定基準は、現在の基準をもとに、国で基礎となる基準を定め、それに基づき、市町村が条例で基準を定めることとしています。その際、国は、幅広い関係者で構成される子ども・子

育で会議の意見を伺いつつ、質の確保に努めています。

また、新システムでは、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じて、それ以外の財源を含め、国、地方を通じた恒久的な財源を確保しながら、待機児童の解消などのために保育の量的拡充を図るとともに、職員配置基準の改善を初めとする保育等の質の改善を行っていくことにしています。

に、所得階層ごと、認定時間、利用時間の長短の区分ごとに負担を設定します。具体的な水準は、子ども・子育て新システムの本格施行に向けて検討していきます。

また、市町村が、障害児等の特別な支援が必要な子供など、優先的な入所が必要な場合には、利用可能な施設や事業者があっせんや、施設等に対する利用の要請を行うことにしています。虐待のおそれがある場合には、保護者に対する利用の勧奨や入所の措置を行う仕組みにしています。

さらに、施設や事業者に対しては、応諾義務を課して、正当な理由なく入所を拒否することがでない仕組みにしています。

このように、新システムでは、御懸念のような事態が生じないよう、市町村が確實に利用者を支援する仕組みにしています。(拍手)

おそれがある場合には、保護者に対する利用の勧奨や入所の措置を行う仕組みにしています。

さらに、施設や事業者に対しては、応諾義務を課して、正当な理由なく入所を拒否することがでない仕組みにしています。

このように、新システムでは、御懸念のような事態が生じないよう、市町村が確実に利用者を支援する仕組みにしています。

おそれがある場合には、保護者に対する利用の勧奨や入所の措置を行う仕組みにしています。

このように、新システムでは、御懸念のような事態が生じないよう、市町村が確実に利用者を支援する仕組みにしています。

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

○副議長(衛藤征士郎君) 渡辺義彦君

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

○渡辺義彦君 新党きづなの渡辺義彦であります。

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

私は、新党きづなを代表いたしまして、子ども・子育て新システムでの渡辺義彦君登壇

撃能力を保有することも現時点では考えていないと断言されました。

いかえれば、自分で自国民を守る気持ちはないと言っているのに等しく、他国に国防を委ね、国家も国民の生命財産をも守る気概や姿勢をあらわせない。このことは、主権を有する国を統治する最高責任者として、まことに不誠実であります。

我が国において、重要なパートナー、同盟国でありますアメリカにおんぶにだっこだけでは、いつまでたっても、公平公正、そして対等な関係を求められず、沖縄の基地問題も、解決どころか、沖縄県民の負担が長引くだけではないでしょうか。

とはい、本年、サンフランシスコ講和条約締結から六十年目を迎える。しかし、日本の独立が回復して六十一年たつのも、近年でいえば、郵政民営化、保険の自由化、労働者派遣法改正による日本の雇用制度の崩壊など、我が国の進路は外圧によってその方向が大きくゆがめられてきたようを感じてなりません。

消費税増税やTPP参加などの問題は、オバマ

大統領の輸出と雇用を拡大するという方針を、我

が国の国情を鑑みず、米国の手助けを優先する姿勢そのものではないでしょうか。

大震災によって新たな復旧復興に立ち向かわなければならぬ今このときに、新自由主義に再度かじを切ることは許せませんし、内容も曖昧なまま、急き増税ありきの社会保障と税一体改革法案に、新党きづなは、断固反対であります。

逆立ちしても鼻血も出なくなるまで議論もしな

いと豪語しておられた菅前総理が前回の参議院選挙で国民にノーを突きつけられました消費税の問題を引き継がれた野田総理、あなたも、財務大臣から総理になられた前任者同様、政権交代時から財務副大臣、財務大臣と歴任される中で、ビ

ノキオのように自分が人形だという自覚のないまま、財務省の操り人形になられたのではないで

しょうか。童話の中では、ピノキオはうそをついたら鼻が伸びました。総理の鼻は大丈夫でしょうか。

選挙期間中、書いてあることは命がけで実行する、書いていないことはやらないんです、それがルールですと自分で言つておきながら、書いてい

ないどころか、三党連立政権合意書に「負託された政権担当期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない」と明

言されている約束をほこにして、約束違反そのものではないでしょうか。総理、まだ鼻は伸びませ

んでしょう。

三月二十三日、本議場で、我が党の小林議員

が、さきの総選挙で子供をベビーカーに乗せた多くのお母さん方が投票所へ足を運んでいる光景を忘れることができないと述べました。

子供一人当たり月二万六千円の子ども手当を掲げたのは、子供は国の宝で、子ども・子育てについては社会全体で支えていくという理念があつた

からだと理解しております。多くの国民党が、この

ところが、当初約束した支給額から遠のく一方、結局、子ども手当と引き合わせとなりました

年少扶養控除が廃止となり、実質増税となりまし

た。

にもかかわらず、今回、社会保障・税一体改革

関連法に子ども手当の流れをくむ子ども・子育て支援法を組み入れてきた政府の行為は、国民の信頼を損なうだけではなく、子ども手当に期待して

いたお母さん方を初めて多くの国民に対する背信行

るものであり、支援給付を実現させるには同関連法の成立が必要不可欠だからであります。平たく言えば、消費税増税を認めなければ子ども・子

育て支援給付もありませんと言ふに等しく、子供が多いのが今の子育て世代の現状であります。少子高齢化が進む中、このような子育て家族を支え、支援していく制度や手当が求められているのではないでしょ

うか。

小さいときから両親とかかわる時間がほとんどなく、手厚いとはいえ保育士さんに育てられた子供たちを多く世に送り出す社会を政府はお望みな

のでしようか。総理と小宮山大臣にお伺いをいたします。

小宮山大臣も、野田総理と同じく、子ども・子育て支援を人質にとって消費税増税を行うべきだとお考えですか。

また、現在、専業主婦は第三号被保険者として年金保険料の納付を免除されています。これは、子育てをするお母さん方にとつて大変ありがたい制度であります。

小宮山大臣は、この保険料免除制度について、おかしな仕組みだと考えておられるという方は本当でしょうか。加えて、配偶者控除も廃止すべき

制度であります。

小宮山大臣は、熱心なジエンダーフリー論者で、男女雇用機会均等を強く推進しておられる方

だと理解しております。今さら私が述べることも

以上にならないように意識しながら働く人が多いのが現状であります。

恐らく、小宮山大臣のお考えとしては、こう

いった所得制限が女性の社会進出を妨げる要因だ

親が、幼い子供を保育所に預けて働くべきなのでしょうか。

両親が共働きをしなければ生活ができない家庭が多いのが今の子育て世代の現状であります。少子高齢化が進む中、このような子育て家族を支え、支援していく制度や手当が求められているのではないでしょ

うか。

あり、幼い子供は母親に育てられていくのが一番よいことは明らかであります。少子高齢化が進む中、このような子育て家族を支え、支援していく

制度や手当が求められているのではないでしょ

うか。

もしされが政府の子育て支援の考え方ならば、それは間違っていると指摘せざるを得ません。新党きづなは、親と子の親愛のきずなを大切にします。

小宮山大臣は、どうやら、専業主婦といふもの自身なくして、女性も全て社会に出て自立するべきだと考えているように思えますが、それが大臣の本意でありますか。御答弁を求めて

します。

配偶者控除並びに第三号被保険者制度の廃止を訴えている小宮山大臣は、どうやら、専業主婦といふものであります。

このことも園は、本来、行政改革の一環に位置づけるものであり、消費税増税の問題とは全く別に議論するものであると我が党は考えます。

実際、私があのあたりに議席をいただいておりましたところ、待機児童の減少や所管省庁の調整などに活発な議論がなされてきましたが、もちろん、このときは、消費税増税の話など、話題になつておりませんでした。

今回、消費税増税の一部を財源に、利用者補助

や施設の拡充に充てるとの理由で関連法案に組み込まれたわけですが、それは筋が違うのではないかでしょうか。

いつから幼保一体化の話が増税と絡み合うようになったのか、また、増税法案が不成立の場合に、幼保一体化について断念するということなのでしょうか。大臣に答弁を求めます。

私たち新党きづなメンバーは、消費税引き上げの前にやることがあるという考え方をして結集いたしました。行く行く消費税を上げることも必要なときが来るかもしれません。それは、我々新党きづなも理解をしております。

○副議長(衛藤征士郎君) 渡辺君、なるべく簡単に願います。

○渡辺義彦君(続) しつこいようですが、税金を上げる前にやるべきことがあるはずだということを強く訴えて、私の質問を終わらせていただきまことに願います。

(拍手)

〔内閣総理大臣野田佳彦君登壇〕

○内閣総理大臣野田佳彦君 渡辺議員からいろいろ御指摘いただきましたけれども、質問は、私に二つでございました。

まず、子ども・子育て支援法と消費税増税についてお尋ねがございました。

一体改革では、少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえ、社会保障制度について、給付面で子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強めることで、全世代対応型に改革することを目指しています。このため、消費税の充当先をこれまでの高齢者三経費から子育ての分野にも広げ、社会保障四経費として消費税を社会保障財源化することにしています。

子ども・子育て新システムに消費税財源を向けます。

子ども・子育て支援法案外二案の趣旨説明に対する渡辺義彦君の質疑

ることは、社会保障の安定財源を確保する中にあつて、人生前半の社会保障を強化するものであり、社会全体で子供と子育てを応援していく、子供を大切にする社会をつくることであります。御指摘のような政府の背信行為では全くありません。

次に、子供を育てることに関する御質問をいたしました。

子供は、親、保護者が育むということが基本だと思います。その子育てに関して、社会が応援をすることと、議員御指摘の他人に育てられるとおっしゃる概念は、どうしてそう短絡的に結びつくかわかりません。全く異なるものでございます。

近年の家族構成の変化、地域のつながりの希薄化、あるいは雇用が不安定な中で推移してきたいふなど、社会情勢の変化において、社会全体で子育てをしっかりと支えていくシステムを構築していくことも、時代の要請、社会の役割であります。

したがつて、子供は親が育てるのか、社会が育てるのかという二者択一で捉えるのではなく、家庭を中心に、子供たちが安定して成長できるよう、次の世代を担う子供たちを社会全体で全面的に支える環境を整えることが重要であると考えます。

残余の質問については、関係大臣が答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣小宮山洋子君登壇〕

○国務大臣(小宮山洋子君) 渡辺議員からの、子ども・子育て支援法と消費税増税との関係についてお尋ねがございました。

一体改革では、少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえ、社会保障制度について、給付面で子ども・子育て支援などを中心に未来への投資という性格を強めることで、全世代対応型に改革することを目指しています。このため、消費税の充当先をこれまでの高齢者三経費から子育ての分野にも広げ、社会保障四経費として消費税を社会保障財源化することにしています。

子ども・子育て新システムに消費税財源を向けます。

このため、消費税の充当先をこれまでの高齢者三経費から子育ての分野にも広げ、社会保障四経費として税を社会保障財源化することにしています。

子ども・子育て新システムに消費税財源を充てることは、人生前半の社会保障を強化する、今回の改革の柱だと考えています。

第三号被保険者制度については、所得のない専業主婦にも将来の年金を確保するという目的から導入されました。しかし、保険料を負担せずに基礎年金を受けられることから、保険料を負担している単身女性や自営業の妻などと比較して不公平ではないかということがかねてから指摘されています。

社会保障・税一体改革大綱では、第三号被保険者制度について、不公平感を解消するための方策について引き続き検討することとされていますので、これに基づいて検討を続けていきます。

若い子供を持つ母親の働き方についてですが、現在、若い世代の多くが将来家庭を持つことを望み、一人以上の子供を希望していますが、若い人たちとは、将来の生活に現実には不安を抱いて、結婚や出産に関する希望がかなえられていません。

子供を産み育てるという若い世代の希望を実現する社会を築くことが大切です。このため、仕事と生活と子育ての調和を図りながら、総合的な子育て支援策を推進します。

なお、社会保障・税一体改革大綱では、今後の配偶者控除のあり方に関して、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、引き続き検討すること」とされています。

そして、それぞれのライフスタイルの選択に立地公平な制度をつくることが今目的としていることで、専業主婦を否定しているわけではありません。

全くございません。そしてまた、もう一言つけ加えれば、仕事をしながら子育てをしっかりしている人もいるということは御認識をいただきたいと思います。

幼保一体化と増税との関係についてですが、子ども・子育て新システムは、保育等の量的拡充とあわせて、優先順位をつけながら、質の改善に必要な事項を実施することにしています。そのためには、国、地方を通じた恒久的な財源の確保が必要です。

そのため、昨年の六月には、政府・与党社会保障改革検討本部で決定された社会保障・税一体改革案で、税制抜本改革によって財源を措置することを前提としています。

新システムの実現は社会保障と税の一体改革の一丁目一番地であり、国民の御理解をいただき、税制抜本改革関連法案とともに関連法案を成立させられるよう、全力を尽くしていきます。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) 重野安正君。

〔重野安正君登壇〕

○重野安正君 社会民主党・市民連合を代表し

て、子ども・子育て新システム関連法案に対する質問を行います。(拍手)

まず第一に、野田総理に質問します。

子供は、社会の希望であり、未来をつくる力である。政府は、子ども・子育て新システムに関する議論の中でも、この文言を繰り返してまいりました。しかし、提出された関連法案が、果たしてそれが忠実に体現する内容になつてはいるのでしょうか。

消費増税のバスに乗りおくれるなどばかりに強引に進められる大規模な制度転換に、保護者、保育所、幼稚園の職員や経営者、自治体関係者、研究者らが不安を募らせていくことを御存じでしょうか。

(号外) 報 告

総理、新システムの目的は何か、国民にわかるように説明を願います。

二番目に、小宮山大臣に尋ねますが、政府が目指す幼保一体化とは何ですか。逆に、複雑化、多様化してしまっているのではないでしょうか。

政府は、保育所、幼稚園、認定こども園、認定外施設の四つに分類されますが、新システムでは、ゼロ歳からの総合こども園、三歳からの総合こども園、指定こども園、小規模保育所等の地域型保育、乳児保育所、従来と同じ幼稚園と、六つ以上に分かれます。さらに、上乗せ料金を徴収できる園、私学助成が受けられる園に分かれ、学校教育法、児童福祉法、総合こども園法と、法的な位置づけも園によつて異なることになります。

これが果たして保護者にとってわかりやすい制度と言えるのか。また、厚労省と文科省の縦割りの弊害によって、逆に多元化してしまつたのではないか。その点についての答弁を求めます。

三つ目、日本の認可保育所の設置基準は、OECD諸国の中で極めて低い水準です。さらに、この間の規制緩和によって、質は低下し、しわ寄せは子供たちがこうむつています。

指定制度の客観的基準は、何をベースに、どの部署で、どのように設定されるのか、伺います。

また、こども園は急増したが職員が不足したということになれば、職員配置基準の引き下げにながりかねません。

人材の養成、労働条件の確保について、どのような対策を考えているのか、答弁を求めます。

四つ目、児童福祉法二十四条の変更について。

本法案で一番の懸念は、児童福祉法で明記されている国と自治体による保育の実施責任を変更することです。新システムによって、自治体の役割は、保育の必要性の認定、入園先のあつせん、調整となります。

自治体の保育の実施責任、児童福祉の観点が後退しかねないことについて、政府の見解を求めます。

五つ目、消費税との関係について。

次に、岡田副総理に尋ねますが、新システムの財源は、消費増税分で〇・七兆円、さらに、税制抜本改革以外の財源も含めて一兆円超程度の措置を今後検討するとしています。

一兆円は、潜在的な待機児童、こども園の基準をどこまで勘案して算出されているのか、その点について明らかにしていただきたい。また、残り〇・三兆円をどのように確保するのか、この点についても明らかにしていただきたい。

六つ目、保育の産業化、市場化が強まるごとに、

子ども・子育て包括交付金への疑問、公立施設の減少が加速すること、学校教育と保育の区別、子供の年齢による画一的な線引きなど、本法案の問題は多岐にわたります。

新システムによって一番影響を受けるのは子供たちです。行政、大人の都合で子供の育つ環境がゆがめられることはなりません。

国連子どもの権利条約の基本原則である子供の最善の利益を常に念頭に置き、拙速な結論を急ぐべきではないと考えますが、この点についての総理の見解を尋ね、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社民党重野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新システムの目的についての御質問をいたしました。

近年、核家族化、地域のつながりの希薄化、雇用や将来の生活への不安など、子供の育ちや子育てをめぐる環境の現実は厳しいものがあります。

学校教育、保育に対するニーズは地域によつてさまざまです。

子ども・子育て新システムは、こうした現状を踏まえ、御指摘の、子供は、社会の希望であり、そのため、子ども・子育て新システムでは、市

未来をつくる力であるとの認識のもと、チルドレンファーストの理念に立つものであります。

その上で、子供の最善の利益を考慮し、幼児期の学校教育や保育のさらなる充実向上を図り、あわせて、全ての子供が尊重され、その育ちがひとしく確実に保障されるよう、子ども・子育てに関する制度、財源、給付について、包括的、一元連する制度を構築を目指すものであります。

新システムの目的や内容については、わかりやすい広報や説明を積極的に実施することにより、子育てを行う保護者の方々や子育て支援の当事者に広く御理解いただけるよう努力してまいります。

次に、本法案に関する結論の出し方についての御質問をいたしました。

新システムの制度設計については、一昨年六月に基本制度案要綱を策定した後、子育て当事者を含めた関係者が広く参考するワーキングチームを三十五回にもわたって開催し、利用者、事業者、自治体、経済界など、さまざまな声をヒアリングしながら、約一年半、丁寧に議論を重ね、そのおり方を取りまとめたものであります。

御指摘の、子供の最善の利益実現のためにも、国会での精力的な御議論をお願いし、本法案の一

刻も早い成立に全力を尽くしていくことを考えております。

○内閣総理大臣(野田佳彦君登壇)

内閣特命担当大臣を本部長とする子ども・子育て本部を創設し、総合こども園だけでなく、幼稚園、保育所に関する対外的な窓口機能を一元化するなど、地方自治体や保護者の方々にとってわかりやすい仕組みになるようにしていきます。

指定基準の認定と保育士の採用、労働条件の確保についてですが、こども園、地域型保育の指定基準は、今後、子ども・子育て施設の中核的役割を担うことになる内閣府を中心に、現在の基準を基礎として策定します。その際、幅広い関係者で構成される子ども・子育て会議の意見を伺いながら、質の確保に努めていきます。

また、保育の量的拡充を進めていくには、保育士の人材確保は極めて重要です。

このため、実際に就労する保育士が増加するよう、保育士資格を持ちながら保育に従事している、いわゆる潜在保育士の再就職支援による就労促進、認可外保育施設での勤務経験を受験資格として認めるなど、保育士試験の受験機会の増加といった取り組みを推進していきます。

さらに、人材の確保とともに、職場への定着を図るために、職員のキャリアアップや待遇の改善を含め保育の質をさらに改善することについても、

○内閣総理大臣(野田佳彦君) 社民党重野議員の御質問にお答えをいたしました。

まず、新システムの目的についての御質問をいたしました。

近年、核家族化、地域のつながりの希薄化、雇用や将来の生活への不安など、子供の育ちや子育てをめぐる環境の現実は厳しいものがあります。

学校教育、保育に対するニーズは地域によつてさまざまです。

子ども・子育て新システムは、こうした現状を踏まえ、御指摘の、子供は、社会の希望であり、

恒久的な財源を確保しつつ、優先順位をつけながら実施していきます。

こうした取り組みを通じて、保育士の確保と職場への定着を図り、保育の量的拡充を着実に進めています。

児童福祉法第二十四条の改正についてですが、子ども・子育て新システムでは、実施主体である市町村を中心として、子ども・子育て支援法と改正児童福祉法の二つの法により、全ての子供の健やかな育ちを重層的に保障していくことについてます。

具体的には、子ども・子育て支援法では、全ての市町村による計画的な学校教育、保育の基盤整備、個人給付の実施、公的契約に基づく利用手続、利用支援などを規定し、確実な給付の保障を図ります。

また、改正児童福祉法第二十四条では、市町村は、保育を必要とする全ての子供に対し、必要な保育を確保する措置を講じなければならないことになっています。あわせて、虐待のおそれがある場合など特別な支援が必要な子供について、市町村は、利用の勧奨や入所の措置を行うことになります。

## 官報(号外)

いるところであります。

保育等の量的拡充としては、潜在的な保育二一  
ズも含めた待機児童の解消を踏まえた子ども・子  
育てビジョンをもとに、必要となる費用を見込ん  
であります。

質の改善としては、職員配置基準の改善などが  
考えられています。例えば、幼稚園によるゼロ  
から二歳児保育への参入促進、そして、三歳児を  
中心とした配装置基準の改善などがあります。具  
体的な内容につきましては、優先順位をつけなが  
ら、地域の実態なども踏まえて、今後検討してい  
きたいと考えております。

以上です。(拍手)

○副議長(衛藤征士郎君) これにて質疑は終了いたしました。

午後四時九分散会

### ○議長の報告 (通知書受領)

一、去る八日、野田内閣総理大臣から横路議長宛て、次の通知書を受領した。

内閣閣第八八号

平成二十四年五月八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

天皇皇后両陛下の英國御訪問について

標記について、本日(五月八日(火))の閣議に  
おいて別紙のとおり決定されたので、通知いたします。

### (別紙)

天皇皇后両陛下の英國御訪問について

(平成二十四年五月八日閣議決定)

この度、英国女王陛下から御即位六十周年に当たり、来る五月十八日に同国女王陛下及び王配殿下主催により各国君主をお招きして午餐会を開催するので、天皇皇后両陛下に御出席いただきたい旨の御招待があつた。

については、我が国と同国との友好親善関係に鑑み、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととしたいたしたい。

御日程は、五月十六日御出発、同月二十日御

帰國の予定である。

御日程の概要

	月	日	曜日	御日程
五月十七日				
五月十八日	木	水	東	ロンドン
五月十九日	金	土	京	御発
五月二十日	土	日	同	同地御滞在
五月二十一日	日	月	同	同地御滞在
五月二十二日	月	火	同	同地御滞在
五月二十三日	火	水	同	同地御滞在
五月二十四日	水	木	同	同地御滞在
五月二十五日	木	金	同	同地御滞在
五月二十六日	金	土	同	同地御滞在
五月二十七日	土	日	同	同地御滞在
五月二十八日	日	月	同	同地御滞在
五月二十九日	月	火	同	同地御滞在
五月三十日	火	水	同	同地御滞在
五月三十一日	水	木	同	同地御滞在
五月三十二日	木	金	同	同地御滞在
五月三十三日	金	土	同	同地御滞在
五月三十四日	土	日	同	同地御滞在
五月三十五日	日	月	同	同地御滞在
五月三十六日	月	火	同	同地御滞在
五月三十七日	火	水	同	同地御滞在
五月三十八日	水	木	同	同地御滞在
五月三十九日	木	金	同	同地御滞在
五月四十日	金	土	同	同地御滞在
五月五十一日	土	日	同	同地御滞在
五月五十二日	日	月	同	同地御滞在
五月五十三日	月	火	同	同地御滞在
五月五十四日	火	水	同	同地御滞在
五月五十五日	水	木	同	同地御滞在
五月五十六日	木	金	同	同地御滞在
五月五十七日	金	土	同	同地御滞在
五月五十八日	土	日	同	同地御滞在
五月五十九日	日	月	同	同地御滞在
五月二十日	月	火	同	同地御滞在
五月二十一日	火	水	同	同地御滞在
五月二十二日	水	木	同	同地御滞在
五月二十三日	木	金	同	同地御滞在
五月二十四日	金	土	同	同地御滞在
五月二十五日	土	日	同	同地御滞在
五月二十六日	日	月	同	同地御滞在
五月二十七日	月	火	同	同地御滞在
五月二十八日	火	水	同	同地御滞在
五月二十九日	水	木	同	同地御滞在
五月三十日	木	金	同	同地御滞在
五月三十一日	金	土	同	同地御滞在
五月三十二日	土	日	同	同地御滞在
五月三十三日	日	月	同	同地御滞在
五月三十四日	月	火	同	同地御滞在
五月三十五日	火	水	同	同地御滞在
五月三十六日	水	木	同	同地御滞在
五月三十七日	木	金	同	同地御滞在
五月三十八日	金	土	同	同地御滞在
五月三十九日	土	日	同	同地御滞在
五月四十日	日	月	同	同地御滞在
五月五十一日	月	火	同	同地御滞在
五月五十二日	火	水	同	同地御滞在
五月五十三日	水	木	同	同地御滞在
五月五十四日	木	金	同	同地御滞在
五月五十五日	金	土	同	同地御滞在
五月五十六日	土	日	同	同地御滞在
五月五十七日	日	月	同	同地御滞在
五月五十八日	月	火	同	同地御滞在
五月五十九日	火	水	同	同地御滞在
五月二十日	水	木	同	同地御滞在
五月二十一日	木	金	同	同地御滞在
五月二十二日	金	土	同	同地御滞在
五月二十三日	土	日	同	同地御滞在
五月二十四日	日	月	同	同地御滞在
五月二十五日	月	火	同	同地御滞在
五月二十六日	火	水	同	同地御滞在
五月二十七日	水	木	同	同地御滞在
五月二十八日	木	金	同	同地御滞在
五月二十九日	金	土	同	同地御滞在
五月三十日	土	日	同	同地御滞在
五月三十一日	日	月	同	同地御滞在
五月三十二日	月	火	同	同地御滞在
五月三十三日	火	水	同	同地御滞在
五月三十四日	水	木	同	同地御滞在
五月三十五日	木	金	同	同地御滞在
五月三十六日	金	土	同	同地御滞在
五月三十七日	土	日	同	同地御滞在
五月三十八日	日	月	同	同地御滞在
五月三十九日	月	火	同	同地御滞在
五月四十日	火	水	同	同地御滞在
五月五十一日	水	木	同	同地御滞在
五月五十二日	木	金	同	同地御滞在
五月五十三日	金	土	同	同地御滞在
五月五十四日	土	日	同	同地御滞在
五月五十五日	日	月	同	同地御滞在
五月五十六日	月	火	同	同地御滞在
五月五十七日	火	水	同	同地御滞在
五月五十八日	水	木	同	同地御滞在
五月五十九日	木	金	同	同地御滞在
五月二十日	金	土	同	同地御滞在
五月二十一日	土	日	同	同地御滞在
五月二十二日	日	月	同	同地御滞在
五月二十三日	月	火	同	同地御滞在
五月二十四日	火	水	同	同地御滞在
五月二十五日	水	木	同	同地御滞在
五月二十六日	木	金	同	同地御滞在
五月二十七日	金	土	同	同地御滞在
五月二十八日	土	日	同	同地御滞在
五月二十九日	日	月	同	同地御滞在
五月三十日	月	火	同	同地御滞在
五月三十一日	火	水	同	同地御滞在
五月三十二日	水	木	同	同地御滞在
五月三十三日	木	金	同	同地御滞在
五月三十四日	金	土	同	同地御滞在
五月三十五日	土	日	同	同地御滞在
五月三十六日	日	月	同	同地御滞在
五月三十七日	月	火	同	同地御滞在
五月三十八日	火	水	同	同地御滞在
五月三十九日	水	木	同	同地御滞在
五月四十日	木	金	同	同地御滞在
五月五十一日	金	土	同	同地御滞在
五月五十二日	土	日	同	同地御滞在
五月五十三日	日	月	同	同地御滞在
五月五十四日	月	火	同	同地御滞在
五月五十五日	火	水	同	同地御滞在
五月五十六日	水	木	同	同地御滞在
五月五十七日	木	金	同	同地御滞在
五月五十八日	金	土	同	同地御滞在
五月五十九日	土	日	同	同地御滞在
五月二十日	日	月	同	同地御滞在
五月二十一日	月	火	同	同地御滞在
五月二十二日	火	水	同	同地御滞在
五月二十三日	水	木	同	同地御滞在
五月二十四日	木	金	同	同地御滞在
五月二十五日	金	土	同	同地御滞在
五月二十六日	土	日	同	同地御滞在
五月二十七日	日	月	同	同地御滞在
五月二十八日	月	火	同	同地御滞在
五月二十九日	火	水	同	同地御滞在
五月三十日	水	木	同	同地御滞在
五月三十一日	木	金	同	同地御滞在
五月三十二日	金	土	同	同地御滞在
五月三十三日	土	日	同	同地御滞在
五月三十四日	日	月	同	同地御滞在
五月三十五日	月	火	同	同地御滞在
五月三十六日	火	水	同	同地御滞在
五月三十七日	水	木	同	同地御滞在
五月三十八日	木	金	同	同地御滞在
五月三十九日	金	土	同	同地御滞在
五月四十日	土	日	同	同地御滞在
五月五十一日	日	月	同	同地御滞在
五月五十二日	月	火	同	同地御滞在
五月五十三日	火	水	同	同地御滞在
五月五十四日	水	木	同	同地御滞在
五月五十五日	木	金	同	同地御滞在
五月五十六日	金	土	同	同地御滞在
五月五十七日	土	日	同	同地御滞在
五月五十八日	日	月	同	同地御滞在
五月五十九日	月	火	同	同地御滞在
五月二十日	火	水	同	同地御滞在
五月二十一日	水	木	同	同地御滞在
五月二十二日	木	金	同	同地御滞在
五月二十三日	金	土	同	同地御滞在
五月二十四日	土	日	同	同地御滞在
五月二十五日	日	月	同	同地御滞在
五月二十六日	月	火	同	同地御滞在
五月二十七日	火	水	同	同地御滞在
五月二十八日	水	木	同	同地御滞在
五月二十九日	木	金	同	同地御滞在
五月三十日	金	土	同	同地御滞在
五月三十一日	土	日	同	同地御滞在
五月三十二日	日	月	同	同地御滞在
五月三十三日	月	火	同	同地御滞在
五月三十四日	火	水	同	同地御滞在
五月三十五日	水	木	同	同地御滞在
五月三十六日	木	金	同	同地御滞在
五月三十七日	金	土	同	同地御滞在
五月三十八日	土	日	同	同地御滞在
五月三十九日	日	月	同	同地御滞在
五月四十日	月	火	同	同地御滞在
五月五十一日	火	水	同	同地御滞在
五月五十二日	水	木	同	同地御滞在
五月五十三日	木	金	同	同地御滞在
五月五十四日	金	土	同	同地御滞在
五月五十五日	土	日	同	同地御滞在
五月五十六日	日	月	同	同地御滞在
五月五十七日	月	火	同	同地御滞在
五月五十八日	火	水	同	同地御滞在
五月五十九日	水	木	同	同地御滞在
五月二十日	木	金	同	同地御滞在
五月二十一日	金	土	同	同地御滞在
五月二十二日	土	日	同	同地御滞在
五月二十三日	日	月	同	同地御滞在
五月二十四日	月	火	同	同地御滞在
五月二十五日	火	水	同	同地御滞在
五月二十六日	水	木	同	同地御滞在
五月二十七日	木	金	同	同地御滞在
五月二十八日	金	土	同	同地御滞在
五月二十九日	土	日	同	同地御滞在
五月三十日	日	月	同	同地御滞在
五月三十一日	月	火	同	同地御滞在
五月三十二日	火	水	同	同地御滞在
五月三十三日	水	木	同	同地御滞在
五月三十四日	木	金	同	同地御滞在
五月三十五日	金	土	同	同地御滞在
五月三十六日	土	日	同	同地御滞在
五月三十七日	日	月	同	同地御滞在
五月三十八日	月	火	同	同地御滞在
五月三十九日	火	水	同	同地御滞在
五月四十日	水	木	同	同地御滞在
五月五十一日	木	金	同	同地御滞在
五月五十二日	金	土	同	同地御滞在
五月五十三日	土	日	同	同地御滞在
五月五十四日	日	月	同	同地御滞在
五月五十五日	月	火	同	同地御滞在
五月五十六日	火	水	同	同地御滞在
五月五十七日	水	木	同	同地御滞在
五月五十八日	木	金	同	同地御滞在
五月五十九日	金	土	同	同地御滞在
五月二十日	土	日	同	同地御滞在
五月二十一日	日	月	同	同地御滞在
五月二十二日	月	火	同	同地御滞在
五月二十三日	火	水	同	同地御滞在
五月二十四日	水	木	同	同地御滞在
五月二十五日	木	金	同	同地御滞在
五月二十六日	金	土	同	同地御滞在
五月二十七日	土	日	同</td	



策に通じた専門家が重要な役割を果たすことは言うまでもないが、どのように人材を確保していくのか、野田内閣の見解如何。

七五及び六に関連し、大学などにおける原子力関連の講座や人材育成事業について、平成二十四年度予算ではどのように反映し、また今後に於いてはどのように取り組んでいくのか、野田内閣の見解如何。

八 本年四月十五日の御前崎市長選など、福島第一原発事故以降において、原発立地地域における自治体の首長選で、脱原発にまでは踏み込まない姿勢の現職に対し、脱原発などを掲げる新人が敗れています。このように分析しているのか、野田内閣の見解如何。

九一〇八に関連し、資源小国の中我が国が経済力を堅持し、復旧・復興に明確な道筋をつけるためには、安全確保した上、原発を利用しつつ、石油などの化石燃料や、自然エネルギーも組み合わせた、いわゆるベストミックスを目指さなければならぬと考えるが、野田内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一八〇第二〇八号  
平成二十四年五月八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出国民の不安を益々増幅させる野田内閣の原子力政策に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出国民の不安を益々増幅する質問に対する答弁書  
一から三まで及び九について  
政府としては、エネルギー政策の見直しに当

五から七までについて

東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）の福島第一原発電所の廃止措置等に係る人材確保については、政府・東京電力中長期対策

大前提にしつつ、経済への影響、環境保護、安全保険などを複眼的に眺める視点が必要であると考えており、原子力発電については、中長期的に原子力への依存度を最大限に低減させる方針を目標とするべきと考えている。今後、国民が安心できる中長期的なエネルギー構成を目指し、幅広く国民各層の御意見を伺いながら、今年の夏を目途に新しい戦略と計画を取りまとめるとしている。政府としては、中長期的に原子力への依存度を最大限に低減させるための取組を進める一方、安全の確保を前提として、電力需給の見通しや燃料費の増加の影響も勘案しつつ、定期検査で停止中の原子力発電所の運転再開の必要性が認められれば、我が国の経済社会の現実等を踏まえ、原子力発電を重要な電源として活用していくことが必要であると考えている。なお、御指摘の枝野経済産業大臣の発言によるべきとの趣旨で述べたものであり、原子力への依存度を最大限に低減させるとの政府の方針に従つたものである。政府としては、今後とも、国民に対するより分かりやすい説明に努めてまいりたい。

四について  
御指摘の「前提条件」と考えられる将来の太陽光発電の導入量及びそのための送電網強化対策の費用や電力需要の見込み等については、現在、検討中であり、お尋ねにお答えすることは困難である。

八について  
お尋ねについては、地方公共団体における首長の選挙に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。